

高浜町原子力災害 住民避難計画

平成26年 3月策定

平成28年 3月改定

平成29年 3月改定

平成30年12月改定

令和 3年 3月改定

高 浜 町

目 次

第1 趣旨	1
1 本計画の位置付け	1
2 本計画の性格	1
第2 避難等の防護対策の実施	2
1 避難及び一時移転	2
2 屋内退避	2
第3 避難対象地域の区分	3
1 P A Z（予防的防護措置を準備する区域：高浜発電所から概ね5 km）	4
2 U P Z（緊急時防護措置を準備する区域）	5
第4 原子力災害の事態の進展の区分と避難対象地域における対応	6
1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（E A L）	6
2 運用上の介入レベル（O I L）	6
3 原子力災害の事態の進展の区分と避難対象地域における対応	6
第5 緊急時活動レベル（E A L）に基づく防護措置	8
1 緊急事態の区分に応じた措置	8
第6 運用上の介入レベル（O I L）に基づく避難等の措置	15
1 避難等の基準	15
2 運用上の介入レベル（O I L）に基づく避難等の措置	16
第7 広域避難の実施	18
1 県内避難の実施	18
2 県外避難の実施	31
3 避難行動要支援者等の避難手段及び避難先（県内避難の場合）	38
第8 避難等に関する情報伝達	42
1 避難等の指示と対応手順	42
2 避難行動における留意事項の周知	42
3 避難等に関する情報伝達	42
4 伝達内容	43
5 住民等からの問い合わせに対する対応	44
第9 緊急被ばく医療措置	45
1 安定ヨウ素剤の備蓄及び配布	45
2 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備	45
3 スクリーニング（避難退域時検査）及び簡易除染の実施	48
第10 地域における協力体制	51
第11 観光客等への対応	52
1 情報伝達	52
2 避難手段	52
3 安定ヨウ素剤の服用	53
第12 町域内残留者の確認	54
第13 町所有車両の活用	55
資料編	58
資料1 高浜町の県内避難先（令和2年10月末現在）	58
資料2 県外避難先位置図	60
資料3 緊急事態区分を判断するE A Lの枠組み	61
資料4 O I Lと防護措置	64
資料5 緊急時の避難者情報	65
資料6 災害対応拠点の放射線防護施設	66

第1 趣旨

1 本計画の位置付け

本計画は、本町の原子力災害対策の基本となる「高浜町地域防災計画（原子力災害対策編）」の一部を構成するものであり、原子力災害に係る住民等の避難実施について必要な事項を定めるものである。

なお、本計画は、地域防災計画と連動し、国の原子力災害対策指針、県の地域防災計画等の見直しが行われた場合には、必要に応じて見直しを行う。

2 本計画の性格

原子力防災対策については、被害のリスクや万一の際の損害の可能性などを考慮し、原子力発電所に近接する地域の防災対策を最優先に考え、実効的な避難体制をつくる必要がある。

このため、福井県では、「福井県地域防災計画原子力防災編検討委員会住民避難部会」を設置し、「福井県広域避難要綱（平成 25 年 7 月）」を検討した。その後、関係市町や広域避難先自治体との調整結果等の反映、国の「高浜地域の緊急時対応」や「大飯地域の緊急時対応」等の内容を踏まえ、「福井県広域避難計画要綱（平成 30 年 11 月）」として、数回にわたり改定されている。

町は、この「福井県広域避難計画要綱」等と整合を図りながら、高浜町における避難計画を策定する。

特に関西電力株式会社高浜発電所（以下「高浜発電所」という。）は、町の市街地からの距離が近いことから、即時避難が必要となる原発近接地域の避難対応に当たっては、町、県をはじめ、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等の防災機関が一体となって、陸・海・空路あらゆる搬送手段により、迅速、確実に住民の避難を行う。

なお、本計画は、原子力災害対策特別措置法第 15 条に基づく「原子力緊急事態宣言」が発出された場合の緊急事態応急対策のうち、初期対応として実施する放射線等からの防護措置等を迅速かつ円滑に実行するため、原子力発電所における事故等の連絡を受けた直後から住民等の避難完了までの対応について定める。

また、令和 2 年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

第2 避難等の防護対策の実施

1 避難及び一時移転

避難及び一時移転の実施に当たっては、原子力規制委員会が、施設の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえてその必要性を判断し、国の原子力災害対策本部が、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮した避難等の指示を、福井県及び高浜町を通じて住民等に混乱がないよう適切かつ明確に伝えなければならない。

避難指示を受けた住民等は、原子力災害の事態の進展の区分に基づき、段階的避難により避難する。

また、暴風雪や大雪など、特別警報等が発令された場合には、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは屋内退避を優先する。

- ※段階的避難…① P A Z 圏（5 km 圏）においては、全面緊急事態に至った時点で、原則として全ての住民等に対して避難を即時に実施
- ② U P Z 圏（30 km 圏）においては、緊急時モニタリングを行い、数時間以内を目途にO I L 1を超える区域を特定し避難を実施。その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、1日以内を目途にO I L 2を超える区域を特定し一時移転を実施。

2 屋内退避

屋内退避は、避難の指示等が国から行われるまで放射線被ばくのリスクを軽減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国からの指示により行う。

特に、病院や介護施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

また、国が屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要となった場合には、町は、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し避難指示を行うことができる。その際には、国、県、町は、緊密な連携を行うものとする。

第3 避難対象地域の区分

町域がPAZの範囲に掛かっているのは高浜発電所のみである。また、UPZの範囲に掛かっているのは高浜発電所と大飯発電所である。美浜発電所、敦賀発電所及びもんじゅのUPZの範囲にはかかっていない。(図1)

本計画は、高浜発電所と大飯発電所に関する事象を対象とする。

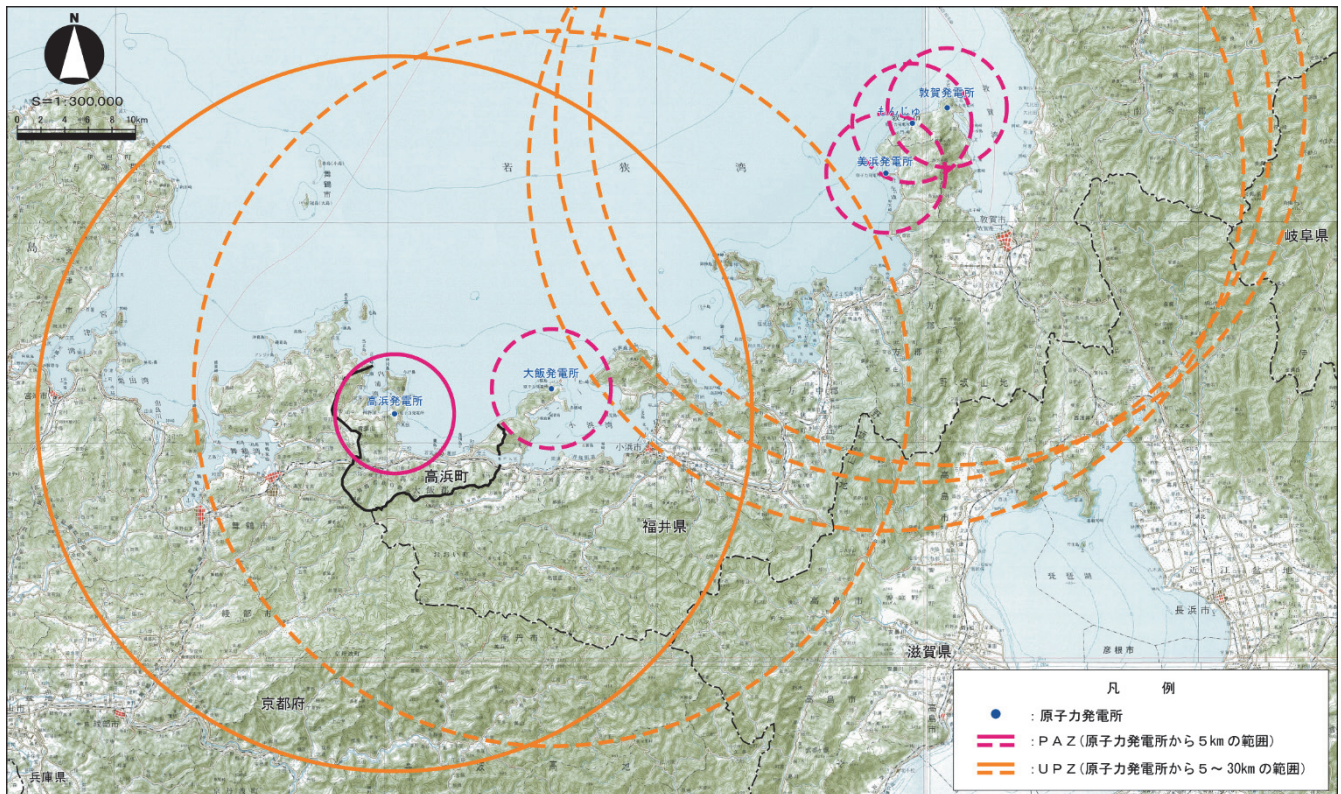


図1 PAZ、UPZの範囲

PAZ：急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、EAL（緊急時活動レベル）に基づき、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置（避難等）を準備する区域

UPZ：確率的影響を最小限に抑えるため、EAL（緊急時活動レベル）、OIL（運用上の介入レベル）に基づき、緊急時防護措置（避難、屋内退避、一時移転等）を準備する区域

< 確定的影響と確率的影響 >

確定的影響：一定量以上の放射線を受けると必ず影響が現れる現象であり、脱毛や白内障などの症状が発生するとされる。受けた放射線の量が多くなるほど影響度（症状）も大きい。一般的に100ミリシーベルト以下では確定的影響は現れないと考えられている。

確率的影響：一定量の放射線を受けたとしても必ずしも影響が現れるわけではなく、放射線を受ける量が多くなるほど影響（ガンや白血病など）が現れる確率が高まる現象。ただし、受ける量が多くなっても症状が大きくなるわけではないとされている。

1 P A Z（予防的防護措置を準備する区域：高浜発電所から概ね5km）

国の指針では、P A Zの範囲を概ね5 kmとしているが、本町においては、行政区（コミュニティーの同一性）や自然的、社会的周辺状況を勘案して、高浜発電所のP A Zを内浦地区、青郷地区の全区、高浜地区については、その範囲を笠原川までと設定した。（図2）
対象となる地域及びその区域内の人口等は、表1のとおりである。

表1 P A Z：高浜発電所近接5 km圏の地域及び人口（令和3年1月1日現在）

対象発電所	地区名	P A Z避難対象者等				
		人口 (人)	うち在宅の 避難行動要支 援者の数	教育・病院・福祉施設等 の避難行動要支援者数		
				施設種別	箇所	人数(人)
関西電力(株) 高浜発電所	<青郷地区> 東三松、西三松、緑ヶ丘 日置、青葉苑、青葉、青 横津海、関屋、出合、六路谷 蒜畠、高野、今寺、小和田 中山	2,449	186			
	<内浦地区> 難波江、小黒飯、神野 神野浦、音海、上瀬、日引 宮尾、下、鎌倉、山中	627	90	保育所	4	255
				児童館	2	
				学校	5	620
				病院	1	115
	<高浜地区> 若宮、塩土、大西、中町 今在家、本町、事代、赤尾町 中央、横町、菌部、子生 坂田、坂田グリーンタウン 笠原、中寄、畑、立石、宇治 南、湯谷 (計48地区)	4,417	363	介護施設	2	88
				高齢者施設	2	36
		(7,493)	(639)			

※「うち在宅の避難行動要支援者の数」は平成29年4月時点の値

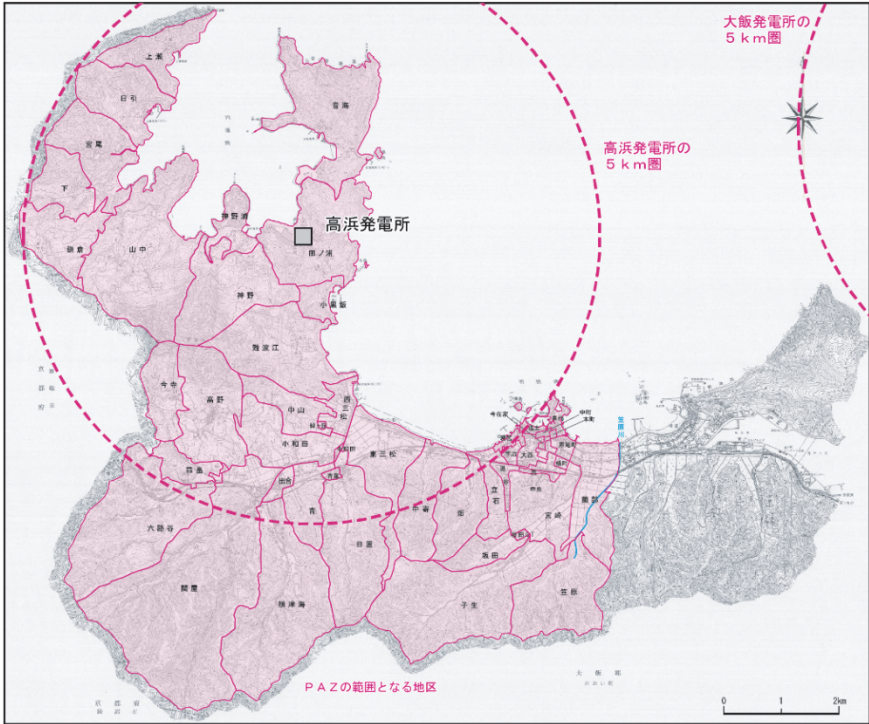


図2 P A Zの範囲

2 UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）

本町においては、UPZを高浜発電所又は関西電力株式会社大飯発電所（以下「大飯発電所」という。）から概ね30kmまでの範囲として表2及び図1に示すとおりとする。

表2 UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）の地域及び人口（令和3年1月1日現在）

対象発電所	地区名	UPZ圏避難対象者等				
		人口 (人)	うち在宅の避難行動要支援者の数	教育・病院・福祉施設等の避難行動要支援者数		
				施設種別	箇所	人数(人)
関西電力(株) 高浜発電所	PAZ以外の町域					
	<高浜地区>	179	11			
	岩神、紫水ヶ丘					
	<和田地区>	2,551	139	保育所	1	97
	和田1区、和田2区			児童館	1	
関西電力(株) 大飯発電所	和田3区、和田4区			学校	1	147
	和田5区、和田6区			病院	—	—
	安土、水明、青戸、馬居寺			介護施設	1	80
	車持、けいあいの里					
	(計14地区)	(2,730)	(150)			
関西電力(株) 大飯発電所	全町域	10,223	789	保育所	5	352
				児童館	3	
				学校	6	767
				病院	1	115
				介護施設	3	168
				高齢者施設	2	36

※「うち在宅の避難行動要支援者の数」は平成29年4月時点の値

第4 原子力災害の事態の進展の区分と避難対象地域における対応

1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めるため、原子力施設の状況に応じて、緊急事態の初期対応段階を、警戒事態（第1段階）、施設敷地緊急事態（第2段階）及び全面緊急事態（第3段階）に区分する。

緊急事態区分の概要は以下のとおりである。

また、緊急活動レベル（EAL）とは上記緊急事態区分を判断する枠組みであり、これらの緊急事態区分に該当するEALは、巻末の「資料3 各緊急事態区分を判断するEALの枠組み」に示すとおりである。

【警戒事態（第1段階）】

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれ切迫した状況ではないが、原子力施設に異常事象が発生した又はそのおそれがあるため、情報収集や、施設敷地緊急事態要避難者※の避難の実施により時間を要する防護措置の準備を開始する必要がある段階。

【施設敷地緊急事態（第2段階）】

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた主な防護措置の準備を開始する必要がある段階。

【全面緊急事態（第3段階）】

原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。

※：施設敷地緊急事態要避難者とは、要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号に規定する要配慮者、すなわち高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいい、妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等を含む。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクの高まらないもの、また、要配慮者以外の者のうち、次のいずれかに該当し、かつ、早期の避難等の防護措置の実施が必要なもの。

（ア）安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断したもの

（イ）（ア）のほか、安定ヨウ素剤を事前配布されていないもの

2 運用上の介入レベル（OIL）

運用上の介入レベル（OIL）とは防護措置の実施を判断するための基準であり、各種防護措置に対応するOILの初期設定値は、巻末の「資料4 OILと防護措置」に示すとおりである。

3 原子力災害の事態の進展の区分と避難対象地域における対応

町は、国から県を通じて伝えられる原子力災害の事態の進展に応じて、避難等の指示を住民等に明確に伝える。

原子力災害の事態の進展の区分は表3のとおりである。

表3 原子力災害の事態の進展の区分と避難対象地域における対応

	防護措置の基準	P A Z 圏 (おおむね 5 k m 圏)	U P Z 圏 (おおむね 5 ～ 3 0 k m 圏)
E A L に基づく防護措置	警戒事態（第1段階） (主な事象) ・非常用母線への交流電源が1系統になった場合 ・原子炉の水位が燃料上端より下がった場合 ・原子力事業所所在市町で震度6弱以上の地震が発生 ・福井県（原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区）に大津波警報が発表 等	[施設敷地緊急事態要避難者] 避難・屋内退避準備	
	施設敷地緊急事態（第2段階） (主な事象) ・全交流電源の喪失が30分以上継続 ・原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能 等	[施設敷地緊急事態要避難者] 避難・屋内退避開始 [一般住民] 避難準備開始	[一般住民、要配慮者] 屋内退避準備
	全面緊急事態（第3段階） (主な事象) ・1時間あたり $5 \mu S v$ 以上の放射線量が検出 ・原子炉冷却機能の喪失 ・原子炉格納容器内の圧力が最高使用圧力に到達	[一般住民] 避難開始	[一般住民、要配慮者] 屋内退避
O I L に基づく防護措置	O I L 1 (地上1mで計測した場合の空間放射線量が1時間あたり $500 \mu S v$ 以上)		[一般住民、要配慮者] 数時間内を目処に区域を特定し、速やかに避難を実施
	O I L 2 (地上1mで計測した場合の空間放射線量が1時間あたり $20 \mu S v$ 以上)		[一般住民、要配慮者] 1日以内を目処に区域を特定し、1週間程度内に避難を実施

※E A L (Emergency Action Level) : 緊急活動レベル

O I L (Operational Intervention Level) : 運用上の介入レベル

第5 緊急時活動レベル（EAL）に基づく防護措置（PAZ内）

1 緊急事態の区分に応じた措置

緊急事態が発生した場合に、町、県、国及び原子力事業者が行う措置は、**エラー！参照元が見つかりません。**の緊急事態区分により、以下のとおりとする。

なお、緊急事態区分の各段階において、町が行う措置については、改めて表8に整理する。

（1）警戒事態（第1段階）発生時の措置

ア 国が行う通報連絡

国は、原子力発電所において国の「原子力災害対策指針」で定める「警戒事態（第1段階）」の発生を確認した場合は、福井県及び高浜町に対し、「警戒事態」である旨を連絡する。（当該連絡は、原子力災害対策指針に基づくものである。）

イ 県の措置

① 施設敷地緊急事態要避難者への避難準備の要請（高浜町）

県は、高浜町に対し、災害対策基本法第72条第2項の規定により、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者（避難行動要支援者等）に対する避難準備指示を行うよう、要請する。

② 施設敷地緊急事態要避難者の搬送準備、住民への広報要請（消防）

県は、若狭消防組合消防本部に対し、次のとおり要請する。

- ・救急車によるPAZ内の施設敷地緊急事態要避難者の搬送準備を行うこと。
- ・消防団によるPAZ内の施設敷地緊急事態要避難者への避難準備広報を行うこと。

③ 避難誘導準備及び交通規制要請（警察）

県は、県警察本部に対し、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者の避難誘導準備及びPAZ内への車両流入規制等の交通規制を要請する。

④ バス等の派遣準備要請（高浜町、県バス協会等）

県は、高浜町及び福井県バス協会等に対し、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者の輸送のため、バス等の派遣準備を要請する。

⑤ 出動準備要請（自衛隊、海上保安庁）

県は、自衛隊及び敦賀海上保安部に対し、住民の緊急輸送の支援を行うため、次のとおり要請する。

- ・応急出動が可能な車両、船舶、航空機の確認及び県への連絡を行うこと。
- ・住民の緊急輸送の支援を行うための出動準備を行うこと。
- ・発電所や気象の状況等を踏まえ、必要に応じ警戒事態の段階においても、原子力施設近傍のヘリポート適地等へのヘリコプターの派遣を行うこと。

なお、自衛隊の要請先は表3のとおり、海上保安庁の要請先は表4のとおりとする。

⑥ 一時滞在者の退避の広報要請（高浜町、消防、警察）

県は、高浜町、若狭消防組合消防本部及び県警察本部に対し、PAZ及びUPZ内に滞在する観光客等一時滞在者の帰宅等の呼びかけについて、広報を要請する。

表3 自衛隊の派遣要請先

派遣要請先	電話番号
陸上自衛隊中部方面総監部防衛部防衛課運用室 （兵庫県伊丹市緑が丘7丁目1番1号）	0727-82-0001 （内線2259又は2351）

※陸自・海自・空自別の災害派遣連絡窓口

派遣要請先	電話番号
陸上自衛隊第14普通科連隊（連絡窓口：第3科） （石川県金沢市野田町1-8）	076-241-2171 （内線235・当直302）
海上自衛隊舞鶴地方総監部（連絡窓口：防衛部） （京都府舞鶴市余部下1190）	0773-62-2250 （内線2548・当直2222）
航空自衛隊第6航空団（連絡窓口：防衛部） （石川県小松市向本折町戊267）	0761-22-2101 （内線231・当直225）
自衛隊福井地方協力本部（連絡窓口：総務課） （福井県福井市文京1丁目17-24）	0776-23-1910

表4 海上保安庁の派遣要請先

派遣要請先	電話番号
第八管区海上保安本部警備救難部救難課 （京都府舞鶴市字下福井901）	0773-76-4100
敦賀海上保安部警備救難課 （福井県敦賀市港町7-15）	0770-22-0191

ウ 町の措置

① 災害対策本部の立ち上げ

町災害対策本部機能を維持するため、庁舎の放射線防護設備を準備する。また、消防高浜分署については、現地対策拠点施設を維持するため、分署の放射線防護設備を準備する。

② 全職員の参集

③ 施設敷地緊急事態要避難者への避難準備の指示

町は、上記イ①の県の要請を受け、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者に対し、避難準備を指示する。

④ 一時集合施設（放射線防護施設）並びに一時集合場所の開設

町は、PAZ内の住民や施設敷地緊急事態要避難者が避難のため集合する施設として、表5に示す「一時集合施設（放射線防護施設）」並びに「一時集合場所」を開設する。

表5 一時集合施設（放射線防護施設）、一時集合場所

施設名	内浦公民館	（内浦地区・放射線防護施設）
	内浦小中学校	（内浦地区・一時集合場所）
	旧音海小中学校	（音海地区・放射線防護施設）
	青郷小学校	（青郷地区・放射線防護施設）
	高浜小学校	（高浜地区・一時集合場所）
	中央体育館	（高浜地区・放射線防護施設）
	和田小学校	（和田地区・一時集合場所）

⑤ 福井県高浜オフサイトセンターへの職員派遣

⑥ 住民への広報

・広報車、防災行政無線、緊急速報メール、テレビ・ラジオへの放送依頼

⑦ 安定ヨウ素剤の服用指示準備及び配布準備

・安定ヨウ素剤を持っていない住民等への配布準備

⑧ バス派遣要請

⑨ 自衛隊の受入れ準備、関係機関との連携

（2）施設敷地緊急事態（第2段階）発生時の措置

ア 国が行う通報連絡

国は、原子力発電所において国の「原子力災害対策指針」で定める「施設敷地緊急事態（第2段階）」の発生を確認した場合は、県及び所在市町に対し、「施設敷地緊急事態」である旨を連絡する。（当該連絡は、原子力災害対策指針に基づくものである。）

イ 原子力事業者が行う通報連絡

原子力事業者は、当該事業者の原子力発電所において「施設敷地緊急事態」に該当する事象が発生した場合は、県及び高浜町に対し、その旨を通報する。

ウ 県の措置

① 住民への避難準備の要請、施設敷地緊急事態要避難者への避難の要請（高浜町）

県は、高浜町に対し、災害対策基本法第72条第2項の規定により、次のとおり要請する。

- ・PAZ内の住民に対する避難準備指示を行うこと。
- ・PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者に対する避難指示を行うこと。

② 安定ヨウ素剤の配布

県は安定ヨウ素剤を持たない住民等に対し、服用方法を説明し配布する。

③ 施設敷地緊急事態要避難者の搬送、避難誘導要請（消防）

県は、PAZ消防本部に対し、次のとおり要請する。

- ・救急車によるPAZ内の施設敷地緊急事態要避難者の搬送を行うこと。
- ・消防団によるPAZ内の施設敷地緊急事態要避難者の避難誘導を行うこと。

④ 避難誘導、交通規制要請（警察）

県は、県警察本部に対し、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者の避難誘導及び交通規制の実施を要請する。

⑤ バス等派遣要請（高浜町、県バス協会等）

県は、高浜町及び福井県バス協会等に対し、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者の輸送のため、バス等の派遣を要請する。

⑥ 施設敷地緊急事態要避難者の緊急輸送の支援要請（自衛隊、海上保安庁）

県は、自衛隊及び海上保安庁に対し、車両、船舶、航空機等によるPAZ内の施設敷地緊急事態要避難者の緊急輸送の支援を要請する。

⑦ 施設敷地緊急事態要避難者の受入要請（受入県・市町）

県は、あらかじめ指定した県内の避難先（表16、表21、表23）を所管する市町及び県外の避難先（表19）を所管する県に対し、PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者の受入を要請する。

⑧ PAZ内の住民の受入準備要請（受入県・市町）

県は、県内の避難先（表16、表21、表23）を所管する市町及び県外に避難先（表19）を所管する県に対し、PAZ内の住民の受入の準備を要請する。

⑨ 予防的防護措置（屋内退避）準備の伝達（高浜町）

県は、高浜町に対し、国の指示により、UPZ内における予防的防護措置（屋内退避）の準備を行うことを要請する。

⑩ 緊急時モニタリングの実施

エ 町の措置

① 住民への避難準備、施設敷地緊急事態要避難者への避難の指示

町は、ウ①の県の要請を受け、

- ・PAZ内の住民に対し、避難準備を指示する。

- ・PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者に対し、避難を指示する。

② 避難車両中継所の開設

町は、「避難車両中継所」を表6のとおり開設する。

自衛隊車両等により避難車両中継所まで避難した住民は、避難車両中継所から県・町が確保した避難用のバスにより、あらかじめ指定した避難先（表16、表19、表21、表23）へ避難する。

表6 避難車両中継所

施設名	若狭たかはまエルどらんど（和田地区）
-----	--------------------

③ 住民への広報

④ 安定ヨウ素剤の配布

町は県と協力し、安定ヨウ素剤を持たない住民等に対し、服用方法を説明し配布する。

⑤ バス受入れ

⑥ 緊急モニタリングの準備

オ その他

国（原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部及び現地対策本部）、県及び町は、警戒事態の段階において相互に協力して作成した施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針（施設敷地緊急事態要避難者の数や避難の方針等を含む。）について認識の共有を図り、防護措置を実施する。

（3）全面緊急事態（第3段階）発生時の措置

ア 国が行う通報連絡

国は、原子力発電所において国の「原子力災害対策指針」で定める「全面緊急事態（第3段階）」の発生を確認した場合は、原子力緊急事態宣言を発出するとともに、県及び高浜町に対し、「全面緊急事態」である旨を連絡するとともに、安定ヨウ素剤の服用を指示する。

（当該連絡は、原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策指針に基づくものである。）

イ 原子力事業者が行う通報連絡

原子力事業者は、当該事業者の原子力発電所において「全面緊急事態」に該当する事象が発生した場合は、県及び高浜町に対し、その旨を通報する。

ウ 県の措置

① 住民への避難の要請（高浜町）

県は、高浜町に対し、災害対策基本法第72条第2項の規定により、PAZ内の住民に対する避難指示を行うよう、要請する。

② 安定ヨウ素剤の服用指示

県は、国からの安定ヨウ素剤服用の指示を受けた場合、住民等に対し、あらかじめ配布した安定ヨウ素剤の服用するよう指示を伝達するとともに、安定ヨウ素剤の配布を行う。

また、安定ヨウ素剤を持っていない者（紛失等）に、緊急配布を行う。

③ 住民の避難誘導要請（消防）

県は、若狭消防組合消防本部に対し、消防団によるPAZ内の住民の避難誘導を要請する。

④ 避難誘導、交通規制要請（警察）

県は、県警察本部に対し、PAZ内の住民の避難誘導及び交通規制の実施を要請する。

⑤ バス等の派遣要請（高浜町、県バス協会）

県は、高浜町及び福井県バス協会等に対し、PAZ内の住民の輸送のため、バス等の派遣を要請する。

⑥ 住民の緊急輸送の支援要請（自衛隊、海上保安庁）

県は、自衛隊及び海上保安庁に対し、車両、船舶、航空機等によるPAZ内の住民の緊急輸送の支援を要請する。

⑦ 住民の受入要請（受入市町）

県は、あらかじめ指定した県内の避難先（表16、表21、表23）を所管する市町及び県外の避難先（表19）を所管する県に対し、PAZ内の住民の受入を要請する。

⑧ 避難遅延者の有無の確認要請（消防、警察、自衛隊）

県は、若狭消防組合消防本部、県警察本部、自衛隊に対し、PAZ内の避難遅延者の有無の確認を要請する。

⑨ UPZ内の住民の受入準備要請（受入市町）

県は、県内の避難先（表16、表21、表23）を所管する市町及び県外の避難先（表19）を所管する県に対し、UPZ内の住民の受入の準備を要請する。

⑩ 予防的防護措置（屋内退避）の伝達（高浜町）

県は、高浜町に対し、国の指示により、UPZ内における屋内退避を行うことを要請する。

エ 町の措置

① 住民への避難の指示

町は、国の指示及びウ①の県の要請を受け、PAZ内の住民に対し、避難を指示する。

② 住民の避難状況の確認

町は、あらかじめ指定した県内の避難先（表16、表21、表23）を所管する市町及び県外の避難先（表19）を所管する市町の協力を得て、避難施設においてPAZ内の住民の避難状況の確認を行う。

③ 住民への屋内退避の指示

町は、国の指示及び上記ウ⑨の県の伝達を受け、UPZ内の住民に対し、屋内退避を指示する。

④ 安定ヨウ素剤の服用指示

町は、県と協力し、国からの安定ヨウ素剤服用の指示を受けた場合、住民等に対し、あらかじめ配布した安定ヨウ素剤の服用するよう指示を伝達するとともに、安定ヨウ素剤の配布を行う。

また、安定ヨウ素剤を持っていない者（紛失等）に、緊急配布を行う。

⑤ 住民への広報

オ その他

国（原子力災害対策本部及び現地対策本部）、県及び町は、施設敷地緊急事態の段階において相互に協力して作成した全面緊急事態における防護措置の実施方針（PAZ内の避難者の数や避難の方針等を含む。）について、原子力災害合同対策協議会において認識の共有を図り、防護措置を実施する。

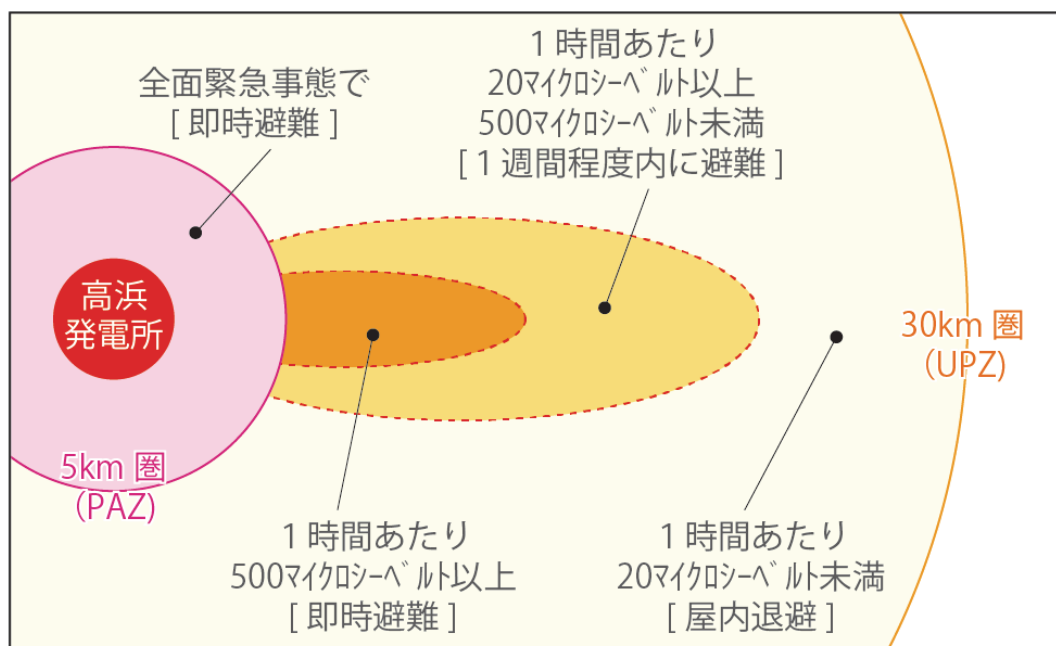
（４）緊急事態区分の各段階において町が行う措置

緊急事態区分の各段階において、県からの連絡事項及び町の措置を表8に整理する。

表7 町、県等が行う連絡及び要請事項

連絡・措置	緊急事態の区分 (国の原子力災害対策指針に基づく)		
	警戒事態 (第1段階)	施設敷地緊急事態 (第2段階)	全面緊急事態 (第3段階)
県からの 連絡事項	・国からの「警戒事態」の発生を確認した旨の連絡 ・原子力事業者からの「警戒事態」に該当する事象が発生した旨の連絡	・国からの「施設敷地緊急事態」の発生を確認した旨の連絡 ・原子力事業者からの「施設敷地緊急事態」に該当する事象が発生した旨の連絡	・国からの「全面緊急事態」の発生を確認し原子力緊急事態宣言を発出した旨の連絡 ・原子力事業者からの「全面緊急事態」に該当する事象が発生した旨の連絡
町の措置	・災害対策本部の立ち上げ ・全職員の参集 ・施設敷地緊急事態要避難者への避難準備の指示 ・一時集合施設及び場所の開設 ・福井県高浜オフサイトセンターへの職員派遣 ・住民への広報 ・安定ヨウ素剤の服用指示準備及び配布準備 ・バス派遣要請 ・自衛隊の受入れ準備、関係機関との連携	・住民への避難準備指示 ・施設敷地緊急事態要避難者への避難指示 ・避難車両中継所の開設 ・施設敷地緊急事態要避難者の避難状況の確認 ・住民への広報 ・安定ヨウ素剤の配布 ・バス受入れ ・緊急モニタリングの準備	・住民への避難指示 ・住民の避難状況の確認 ・住民への屋内退避の指示 ・安定ヨウ素剤の服用指示 ・住民への広報

避難範囲のイメージ図



	概ね 5km 圏 (PAZ)	概ね 5 ～ 30km 圏 (UPZ)
全面緊急事態 放射能汚染物質の放出前	国の指示により [即時避難]	国の指示により [屋内退避]
放射性物質の放出後 数時間以内		空間放射線量の実測値を基本に 国が範囲を定め、避難等を指示 1時間あたり 500マイクロシーベルト以上 [即時避難]
1週間以内		1時間あたり 20マイクロシーベルト以上 500マイクロシーベルト未満 [一時移転 (1週間程度内に避難)] 1時間あたり 20マイクロシーベルト未満 [引き続き屋内退避]

図3 避難範囲のイメージ図

第6 運用上の介入レベル（O I L）に基づく避難等の措置（UPZ内）

1 避難等の基準

UPZの地域においては、運用上の介入レベル（O I L）に基づく避難等の措置を実施する。
なお、避難等の基準は表8のとおりとである。

表8 避難等の基準（「O I Lと防護措置」抜粋）（原子力災害対策指針より）

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線:40,000cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線:13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難または一時移転の基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングを実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20 cm^2 の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/ cm^2 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約 40Bq/ cm^2 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※「O I Lと防護措置」の詳細な表は、資料4に示すとおりである。

2 運用上の介入レベル（O I L）に基づく避難等の措置

（1）県の措置

ア 住民への屋内退避または避難の要請（高浜町）

県は、緊急時モニタリング結果及び指針を踏まえた国の指導、助言又は指示に基づき、O I Lの基準値を超え、又は超えるおそれがあると認められる地域がある場合は、当該地域を含む市町に対し、災害対策基本法第72条第2項の規定により、住民に対する屋内退避又は避難の指示を行うことを要請する。

イ 住民の避難誘導要請（消防）

県は、若狭消防組合消防本部に対し、消防団による住民の避難誘導を要請する。

ウ 避難誘導、交通規制要請（警察）

県は、県警察本部に対し、住民の避難誘導及び交通規制の実施を要請する。

エ バス等の派遣要請（高浜町、県バス協会）

県は、高浜町及び福井県バス協会等に対し、住民の輸送のため、バス等の派遣を要請する。

オ 住民の緊急輸送の支援要請（自衛隊、海上保安庁）

県は、自衛隊及び海上保安庁に対し、車両、船舶、航空機等による住民の緊急輸送の支援を要請する。

カ 住民の受入要請（受入市町）

県は、県内の避難先（表16、表21、表23）を所管する市町及び県外の避難先（表19）を所管する県に対し、住民の受入を要請する。

キ 避難遅延者の有無の確認要請（消防、警察、自衛隊）

県は、若狭消防組合消防本部、県警察本部、自衛隊に対し、避難遅延者の有無の確認を要請する。

ク 体表面簡易除染の準備

県は、住民に対して実施する避難帯域時検査及び簡易除染の実施に向けた準備を行う。

（2）町の措置（O I Lの基準を超え、又は超えるおそれがあると認められる地域がある場合）

ア 住民への屋内退避又は避難の指示

町は、緊急時モニタリング結果及び指針を踏まえた国の指導、助言又は指示に基づき、O I Lの基準値を超え、又は超えるおそれがあると認められる地域がある場合、上記(1)アの県の要請を受け、当該地域の住民に対し、屋内退避又は避難を指示する。

イ 住民の避難状況の確認

避難指示を行った町は、あらかじめ指定した県内の避難先（表16、表21、表23）を所管する市町及び県外の避難先（表19）を所管する市町の協力を得て、避難施設において住民の避難状況の確認を行う。

ウ 一時集合施設の開設

町は、住民や要配慮者が避難のため集合する放射線防護施設として、表11に示す「一時集合施設」を開設する。

表 1 1 一時集合施設（放射線防護施設）

施設名	関西電力原子力研修センター（和田地区）
-----	---------------------

（3）その他

国（原子力災害対策本部及び現地対策本部）、県及び町は、相互に協力して作成したU P Z内の一時移転等の実施方針（一時移転等の対象地域や対象者の数等を含む。）について、原子力災害合同対策協議会において認識の共有を図り、一時移転等の措置を実施する。

第7 広域避難の実施

広域避難については、地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、県内避難を基本とする。ただし、念のために二次的な避難先として、県外における避難先を定める。

また、避難先については、自治会等の単位で、避難計画に関する広報や訓練等を通じて対象となる住民に周知する。

町は、広域避難先に変更がある場合、避難先市町と協議した上で決定し、その結果を県に報告する。

避難対象地域の住民避難は、町の指示により、次のとおり行う。また、町の住民の避難先は、県内避難の場合は表16、表21、表23に、県外避難の場合は表19に示すとおりである。

なお、県内避難、県外避難の決定は、県の指示による。

1 県内避難の実施

県内避難の場合の避難手段は表12に示すとおりとする。

表12 広域避難の基本的な避難手段

対象発電所と対象地区		区 分		避難手段	備 考
高浜発電所	大飯発電所				
青郷地区 内浦地区 高浜地区	—	P A Z		原則自家用車	バスも優先的に手配
高浜地区* 和田地区	全町域	U P Z	O I L 1	原則自家用車	即時避難が必要なため
			O I L 2	バスによる集団避難	段階的避難であり時間的に余裕があるため

*：P A Z 以外の町域

※いずれの場合も、渋滞緩和のため極力乗り合わせを推奨する。

(1) P A Z 圏における住民の避難

ア 自家用車による避難

自家用車による避難が可能な住民は、自家用車による避難を行う。この場合、町は、避難対象地域の住民に対し、交通誘導整理を行っている警察官等の指示に必ず従うよう、周知する。

イ バス等の車両による避難

自家用車による避難をしない住民は、あらかじめ定めた一時集合施設または一時集合場所に集合し、県又は町が確保した避難用のバスもしくは応急出動した自衛隊車両による避難を行う。

自衛隊車両等により避難車両中継所まで避難した住民は、避難車両中継所から県又は町が確保した避難用のバスにより、あらかじめ定めた避難先へ避難する。

ウ 船舶、航空機、鉄道等による避難

上記ア及びイによる避難ができない場合において、県が自衛隊、海上保安庁等に要請し、応急出動した船舶又はヘリコプターにより避難を行う住民は、半島部の港湾又は漁港（表13）もしくは臨時ヘリポート（表14）から船舶、ヘリコプターで、避難先近辺の港湾又はヘリポートまで移動する。その後、県又は市町が確保した避難用のバスにより、あらかじめ定めた避難先へ避難する。

これらの輸送手段の他、鉄道（新幹線・在来線）、船舶等利用可能なあらゆる輸送手段を使用

する。

表13 港湾・漁港一覧

半島部名	名 称	所 在 地	接岸可能 総トン数	備 考	避難先近辺の 港湾漁港
内浦半島 周辺部	内浦港1号岸壁	高浜町音海	10,000	(水深)－9.0m	敦賀港
	内浦港2号岸壁	高浜町音海	5,000	(水深)－7.5m	
	上瀬漁港物揚場	高浜町上瀬	10	(水深)－2m	
	日引漁港物揚場	高浜町日引	10	(水深)－2m	
	小黑飯漁港物揚場	高浜町小黑飯	3	(水深)－1.5m	
	神野浦漁港物揚場	高浜町神野浦	20	(水深)－2m	
	三松漁港物揚場	高浜町西三松	10	(水深)－2m	
	高浜漁港物揚場	高浜町事代	80	(水深)－2.5m	

表14 臨時ヘリポート候補地一覧

市外局番 0770

番号	名 称	所 在 地	管理者	電話番号
A	内浦小中学校	山中 107-30	学校長	76-1233
B	青郷小学校	小和田 69-40	〃	72-0302
C	高浜小学校	宮崎 75-12-1	〃	72-0038
D	和田小学校	和田 124-3	〃	72-0138
E	高浜中学校	宮崎 70-15	〃	72-0130
F	B&G海洋センター	高森 1-1	教育長	72-3780
G	町営球場	宮崎 92-1-1	〃	72-3936
H	音海小中学校(旧)	音海 30-13	総務課長	72-7700
I	日引小学校(旧)	日引 21-61	〃	72-7700
J	日引漁港	日引 48-1	産業振興課長	72-7705
K	神野小学校(旧)	神野 4-1-1	総務課長	72-7700

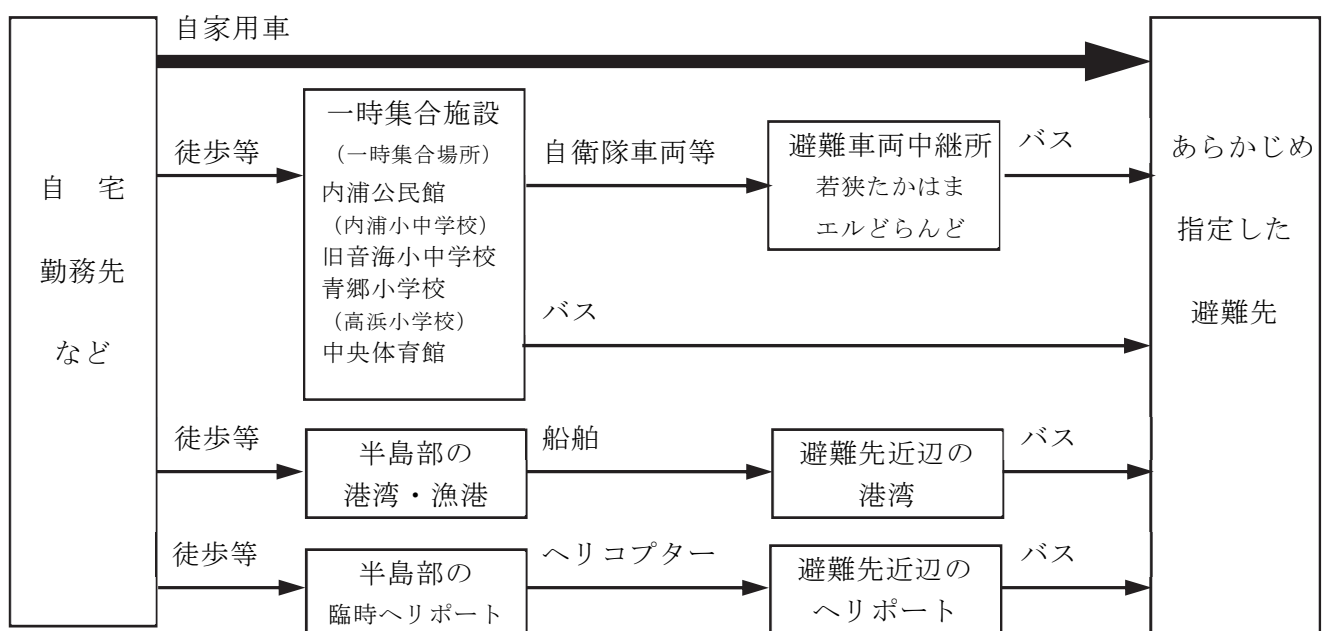


図4 住民の避難手段及び避難先

エ 暴風雪や大雪時などにおける避難

暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発令された場合には、外出を控える等の安全確保を優先する必要があるため、PAZ内の避難行動要支援者及び住民は、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先する。

その後、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、避難を実施する。また、避難の実施により健康リスクが高まる者は、近傍の放射線防護施設へ屋内退避を実施する。(図5)

なお、全面緊急事態となった段階で天候が回復するなどし、避難を実施する際には、国及び関係府県等は、避難経路や避難手段のほか、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等について、確認・調整等を行う。

＜全面緊急事態で天候が回復した場合＞

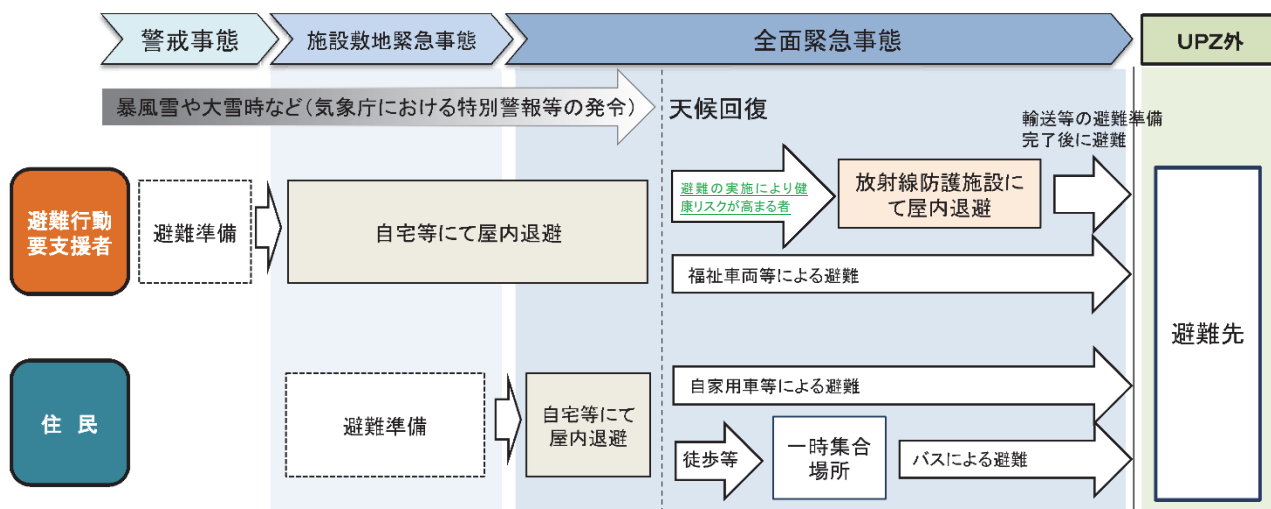


図5 暴風雪や大雪時などにおける避難

オ 半島地域が孤立した場合の対応

内浦半島については、自然災害等により住民が孤立した場合、避難体制が整うまでは放射線防護施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施し、その後、船舶やヘリコプターにより海路及び空路による避難を実施する。なお、関西電力においても、船舶やヘリコプターを確保し、海路及び空路による避難を支援する。また、道路等の管理者は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。(図6)



図6 内海半島地域が孤立した場合の対応

カ 町は、自家用車による避難を行う住民について、次の手段により避難状況を把握する。

- ① 町は、避難対象地域の住民に対し、自家用車による避難を行う際には、自宅に「自家用車で避難済み」を知らせる表示（白タオルなど）をするよう、事前に周知する。

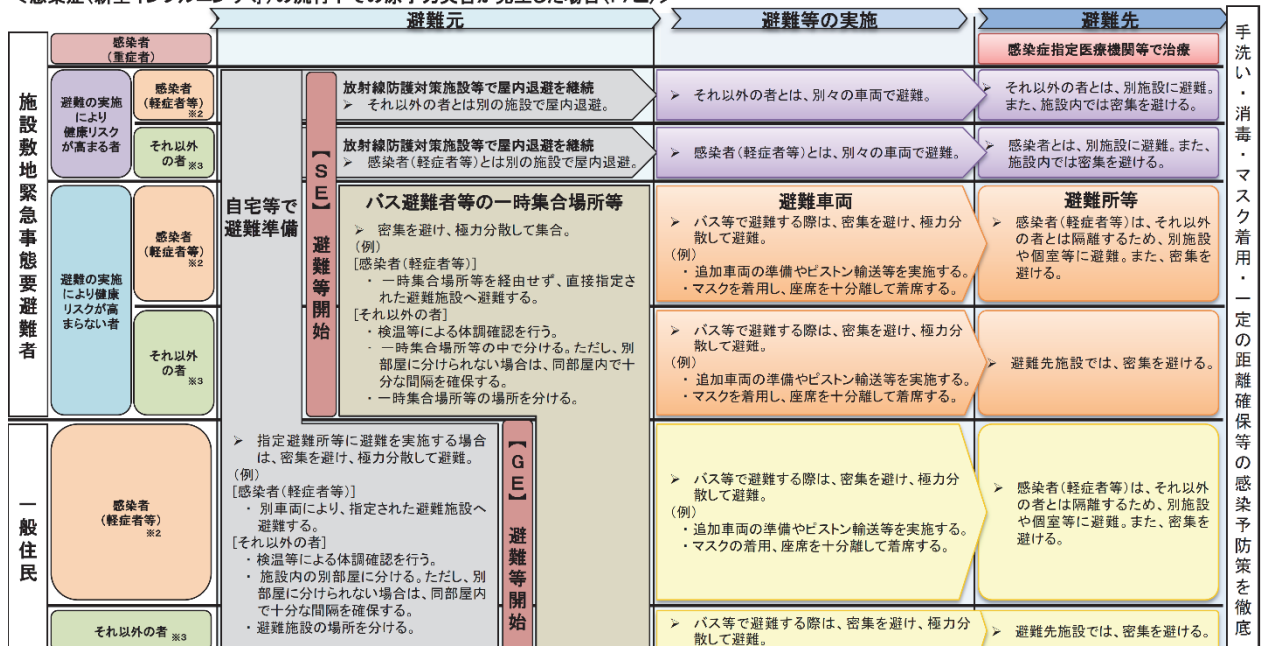
また、町は、町職員・消防団員等を対象地域に巡回させ、自家用車による避難状況等の確認を行い町に連絡するよう、指示する。

- ② 町は、避難対象地域の住民に対し、特別の事情により、表 16 で定める避難先以外の場所に避難した場合には、町に避難先を連絡するよう、事前に周知する。

キ P A Z 内での感染症の流行下においては、次の防護措置を行う。

- ① 町は、感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- ② 具体的には、P A Z 内の住民が避難を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- ③ 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や隔離を保つなど、柔軟に対応する。

＜感染症(新型インフルエンザ等)の流行下での原子力災害が発生した場合(PAZ)＞



※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。
 ※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。また、既にUPZ外の医療機関やホテル等において、療養している場合あり。
 ※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。

図7 感染症の流行下でのP A Z 内の防護措置

(2) U P Z 圏における住民の避難

ア O I L 1 (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率が 500 μ Sv/時間以上) の避難における輸送手段[即時避難]

O I L 1 の設定値を超える空間放射線量が計測された地域においては、国が数時間内を目途に区域を特定し、速やかに避難を実施する。

避難対象地域の住民は、町の指示により、次の輸送手段で避難を行う。

- ① 自家用車による避難

自家用車による避難が可能な住民は、自家用車による避難を行う。

② バス等の車両による避難

自家用車による避難をしない住民は、町が定める場所から県又は町が確保した避難用のバスもしくは応急出動した自衛隊車両による避難を行う。

③ 船舶、航空機、鉄道等による避難

上記①及び②による避難ができない場合において、県が自衛隊、海上保安庁等に要請し、応急出動した船舶又はヘリコプターにより避難を行う住民は、港湾又は漁港もしくはヘリポートから船舶、ヘリコプターで、避難先近辺の港湾又はヘリポートまで移動する。その後、県又は町が確保した避難用のバスにより、あらかじめ定めた避難先へ避難する。

これらの輸送手段の他、鉄道（新幹線・在来線）、船舶等利用可能なあらゆる輸送手段を使用する。

イ O I L 2（地上1 mで計測した場合の空間放射線量率が $20 \mu \text{Sv}/\text{時間}$ 以上）の避難における輸送手段〔1週間程度内に避難〕

O I L 2の設定値を超える空間放射線量が計測された地域においては、国が1日内を目途に区域を特定し、1週間程度内に避難を実施する。

避難対象地域の住民は、町の指示により、次の輸送手段で避難を行う。

① バス、自家用車等の車両による避難

当該区域の輸送手段については、集団で避難することを基本に、県又は町が確保した避難用のバスもしくは自家用車、県が要請し応急出動した自衛隊車両による避難を行う。

③ 船舶、航空機、鉄道等による避難

上記①の輸送手段の他、船舶、航空機、鉄道（新幹線・在来線）等利用可能なあらゆる輸送手段を使用する。

発電所や気象の状況等を踏まえ、必要に応じ原子力施設近傍のヘリポート適地等へのヘリコプターによる避難を行う。

ウ 暴風雪や大雪時における避難

暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発令された場合には、外出を控える等の安全確保を優先する必要があるため、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先する。その後、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、一時移転等を実施する（図8）。

<全面緊急事態で天候が回復した場合>

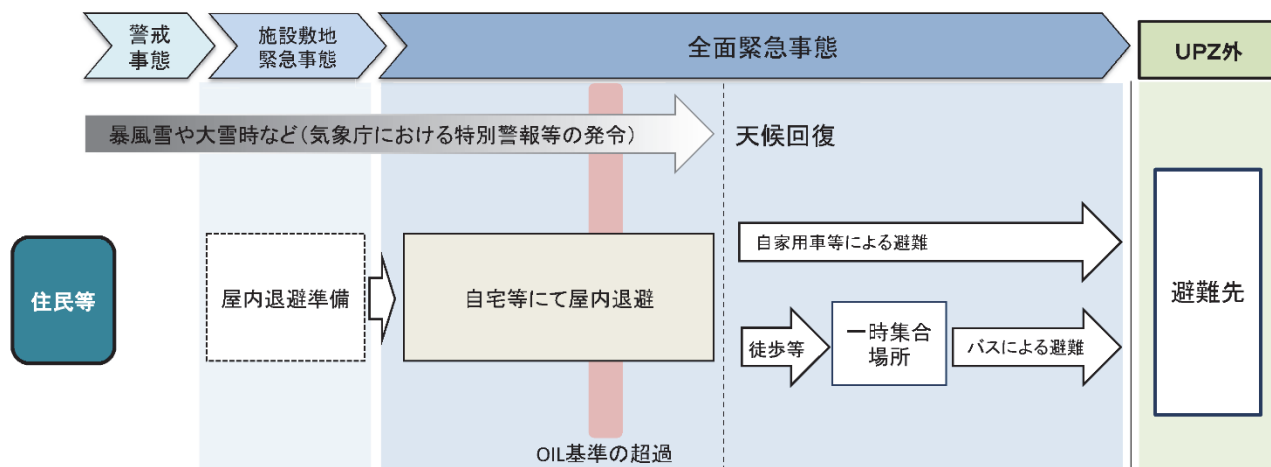
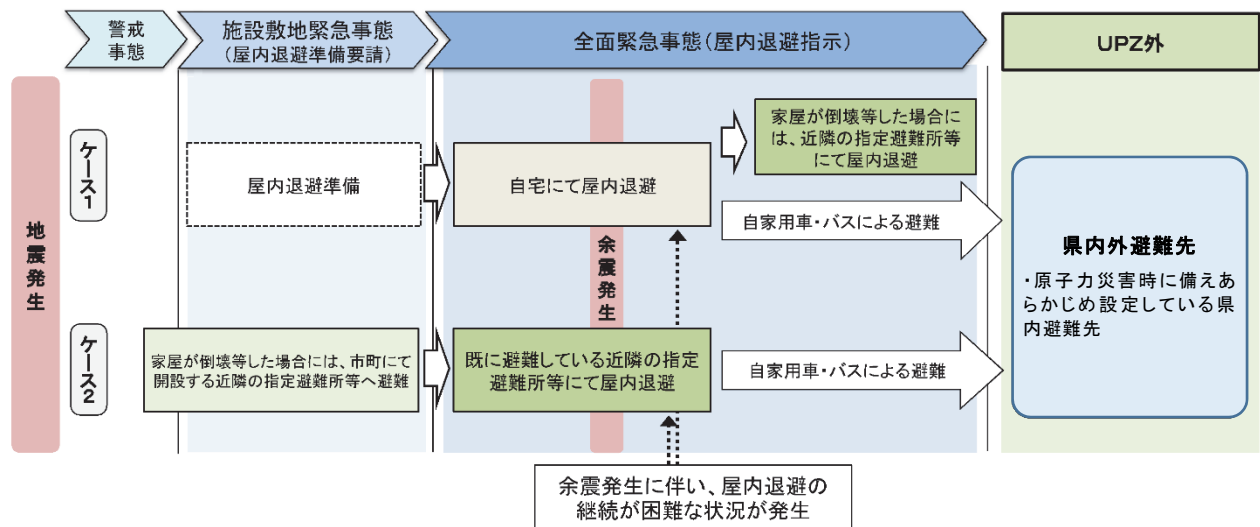


図8 暴風雪や大雪時などにおける避難

エ 自然災害等により屋内避難が困難となった場合

地震による家屋の倒壊等により、家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため高浜町が開設する近隣の指定避難所等に避難を実施する。その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示がでていりながら余震が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先し、高浜町が開設するUPZ内の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ速やかに避難を行う。また仮に、放射性物質放出に至った場合に避難するような場合には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知する。

＜屋内退避中に余震が発生し被害が激しくなった場合＞



※1 津波災害時や大雨による土砂災害時においても基本的には同様のフローとなる。

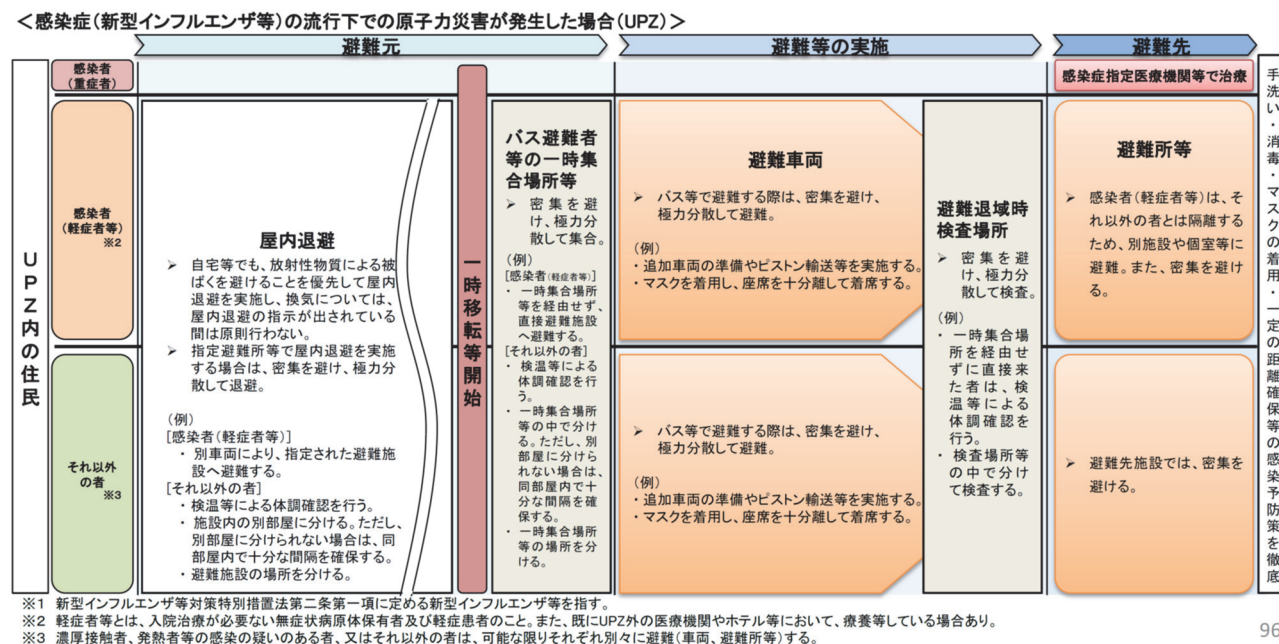
※2 仮に、放射性物質放出に至った場合に避難するような場合には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射

性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

図9 自然災害等（地震※1）により屋内避難が困難となった場合

オ UPZ内での感染症の流行下においては、次の防護措置を行う。

- ① 町は、感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- ② 具体的には、UPZ内の住民が一時移転等を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- ③ 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わないこととする。また、自然災害により指定避難所等で屋内退避する場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、町が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。
- ④ 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や隔離を保つなど、柔軟に対応する。



96

図10 感染症の流行下でのUPZ内の防護措置

(3) 自家用車避難を行う場合の留意事項

町及び県は、避難途上の渋滞抑制や避難先における交通混乱をできるだけ避けるため、乗り合わせ等による自家用車の抑制を図るよう努める。

(4) 避難を円滑に行うための対策

PAZ及びUPZ内住民の車両による避難を円滑に行うため、ヘリからの映像伝送により道路渋滞を把握し、関係府県・関係市町及び府県警察による避難車両の誘導や、主要交差点等における交通整理・規制、「道路情報板」等を活用した広報等の交通対策を行う。

ア 交通誘導対策

主要交差点等における府県・市町職員や府県警察職員等の交通整理により、円滑な避難誘導を実施。

イ 交通広報対策

- 道路管理者が管理する「道路情報板」及び府県警察が管理する「交通情報板」を活用した広報
- 日本道路交通情報センター(JARTIC)が行うラジオ放送、交通情報提供システム(AMIS)を利用したカーナビへの情報提供による広報
- 県配備の「避難誘導・交通規制用LED表示装置」による広報等

ウ 交通規制対策

- 混雑発生交差点における信号機操作、混雑エリアでの交通整理・誘導・規制等による円滑な交通流の確保。
- 信号機の滅灯等動作不能の事態が発生した場合は、自家発電機等による応急復旧、警察官等による現場交通規制により対応。

表15 各地区の人口（令和3年1月1日現在）

小学 校区		大字 ・町名	人口	小学 校区		大字 ・町名	人口	
人口				人口				
青郷	2, 449	東三松	506	和田	2, 551	和田 1 区	456	
		西三松	357			和田 2 区	256	
		青葉	40			和田 3 区	283	
		日置	144			和田 4 区	206	
		中山	73			和田 5 区	268	
		高野	106			和田 6 区	162	
		今寺	27			安土	292	
		小和田	213			水明	44	
		関屋	202			青戸	422	
		出合	250			馬居寺	28	
		緑ヶ丘	104			車持	130	
		青葉苑	3			けいあいの里	4	
		青	255			計		10, 223
		横津海	81					
		蒜島	33					
		六路谷	55					
内浦	627	難波江	47					
		小黒飯	46					
		音海	106					
		神野	50					
		神野浦	26					
		上瀬	61					
		日引	72					
		宮尾	21					
		下	24					
		鎌倉	68					
		山中	106					
高浜	4, 596	若宮	293					
		塩土	254					
		畑	109					
		中寄	92					
		立石	227					
		大西	351					
		中町	78					
		今在家	102					
		本町	146					
		中央	139					
		赤尾町	231					
		菌部	428					
		宇治	395					
		南	225					
		横町	323					
		紫水ヶ丘	94					
		子生	57					
		坂田	11					
		坂田 GT	151					
		笠原	3					
		岩神	85					
		湯谷	571					
		事代	231					

表 1 6 各地区の避難先となる避難施設（県内避難の場合）（令和 3 年 1 月 1 日現在）

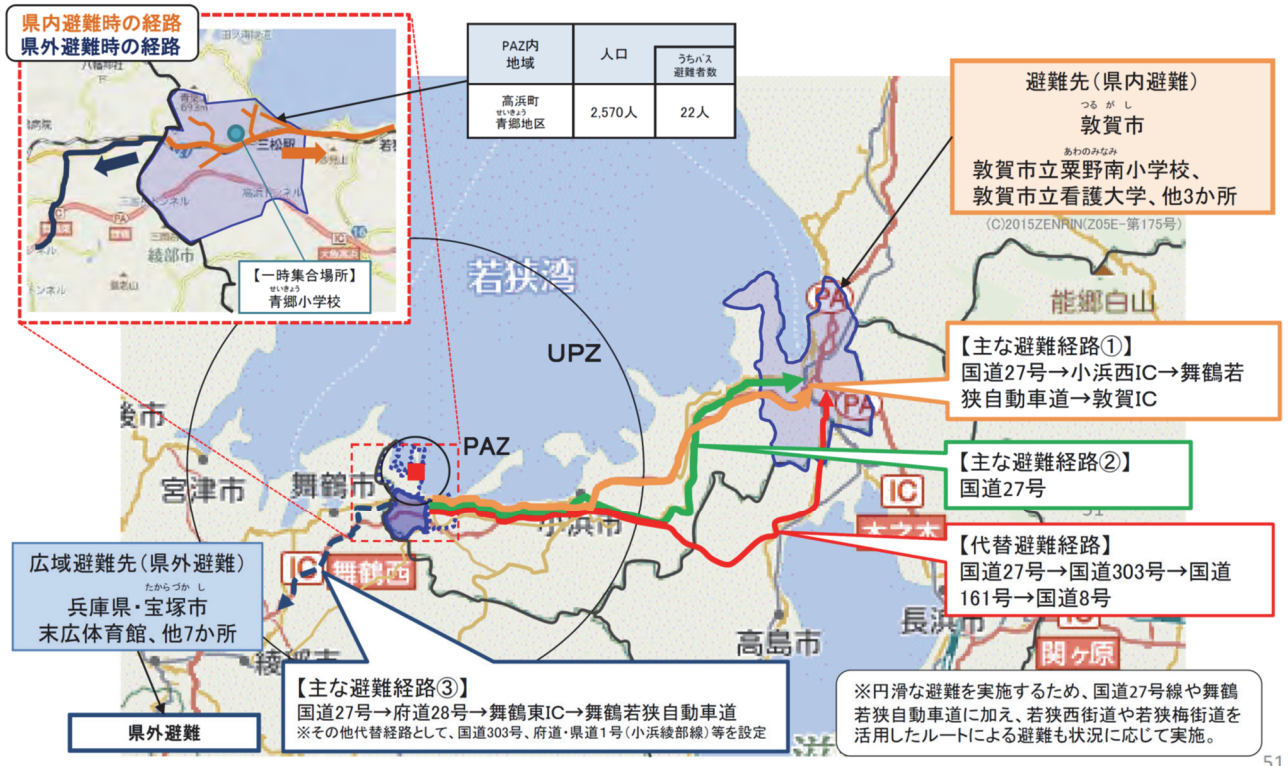
小学 校区	人口	大字・町名	人口	小計	避難先 市町名	拠点避 難所	避難所
青郷	2,449	東三松	506	506	敦賀市	—	敦賀市立看護大学
		西三松	357	357	敦賀市	—	敦賀市立栗野南小学校
		青葉	40	1,101	敦賀市	—	敦賀市立体育館
		日置	144				
		高野	106				
		今寺	27				
		小和田	213				
		関屋	202				
		青	255				
		横津海	81	485	敦賀市	—	敦賀市立松陵中学校
		蒜臈	33				
		中山	73				
		出合	250				
		緑ヶ丘	104				
		青葉苑	3				
		六路谷	55				
内浦	627	難波江	47	627	敦賀市	—	敦賀市立少年自然の家
		小黒飯	46				
		音海	106				
		神野	50				
		神野浦	26				
		上瀬	61				
		日引	72				
		宮尾	21				
		下	24				
		鎌倉	68				
高浜	4,596	山中	106	547	敦賀市	—	敦賀市立中央小学校
		若宮	293				
		塩土	254	336	敦賀市	—	愛発公民館
		畑	109				
		立石	227	1,127	敦賀市	—	福井県立敦賀工業高等学校
		中町	78				
		今在家	102				
		南	225				
		紫水ヶ丘	94				
		子生	57				
		湯谷	571				
		大西	351	1,439	敦賀市	—	敦賀気比高等学校
		宇治	395				
		中央	139				
		赤尾町	231				
		横町	323	634	敦賀市	—	敦賀市立角鹿中学校
		中寄	92				
		本町	146				
		事代	231				
		坂田	11				
		笠原	3				
		坂田 GT	151	513	敦賀市	—	敦賀市中郷体育館
		藺部	428				
		岩神	85				

(表 16 のつづき) (令和 3 年 1 月 1 日現在)

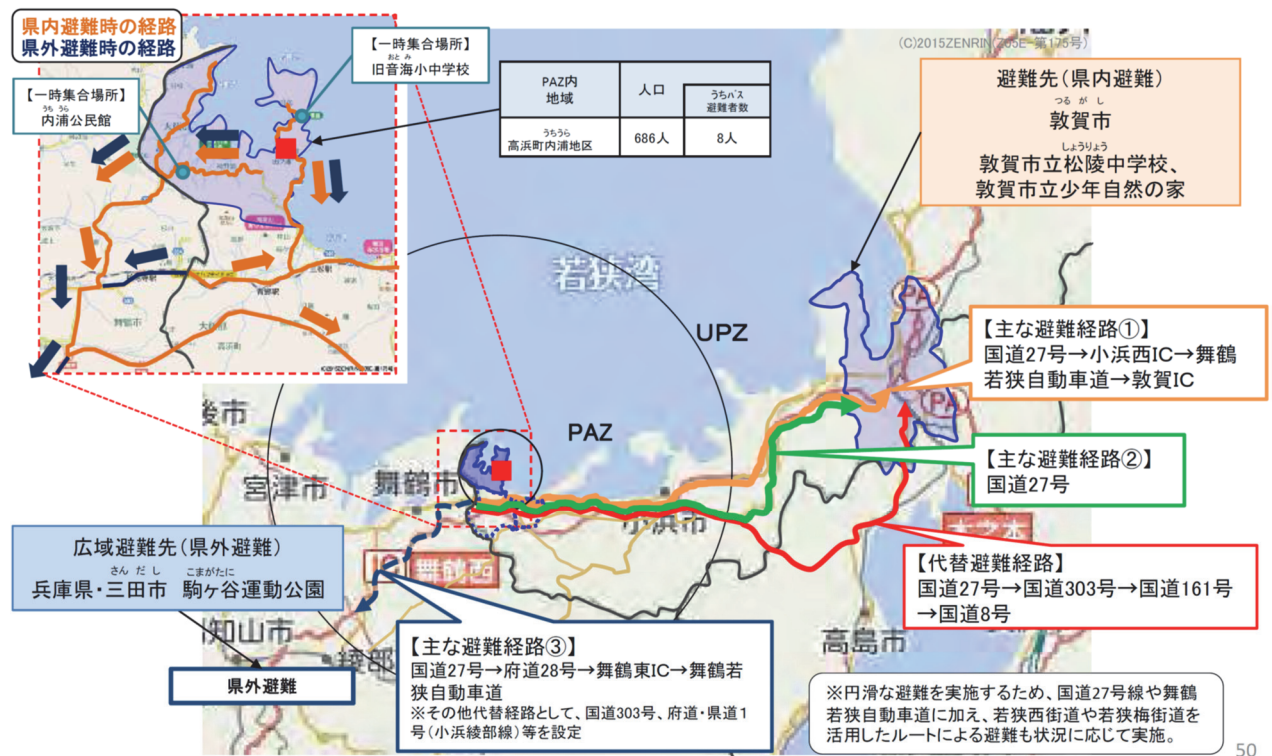
小学 校区		大字・町名	人口	小計	避難先 市町名	拠点避 難所	避難所
	人口						
和田	2,551	和田1区	456	1,631	敦賀市	－	福井県立敦賀高等学校 敦賀市立沓見小学校
		和田2区	256				
		和田3区	283				
		和田4区	206				
		和田5区	268				
		和田6区	162				
		安土	292	920	敦賀市	－	敦賀市栗野スポーツセンタ ー
		水明	44				
		青戸	422				
		馬居寺	28				
		車持	130				
		けいあいの里	4				
計	10,223		10,223	10,223			

表17 避難ルート（県内避難）（令和3年1月1日現在）

種別	一時集合場所等	世帯数	人口	避難先市町	主な避難ルート
県内避難	内浦小中学校 内浦公民館 旧音海小中学校	174	428	【PAZ】 敦賀市	①県道21号→国道27号→若狭西街道→若狭梅街道→国道27号→敦賀市 ②県道21号→国道27号→敦賀市 ③県道21号→若狭西街道→国道27号→敦賀市 ④県道21号→国道27号→小浜西IC→舞鶴若狭自動車道→敦賀IC→国道8号→敦賀市 ⑤県道21号→府道772号→国道27号→舞鶴東IC→舞鶴若狭自動車道→敦賀IC→国道8号→敦賀市 ※代替ルート 国道27号→国道303号→国道161号→国道8号→敦賀市
	青郷小学校	1,111	2,648	【PAZ】 敦賀市	①国道27号→若狭西街道→若狭梅街道→国道27号→敦賀市 ②国道27号→敦賀市 ③若狭西街道→国道27号→敦賀市 ④国道27号→小浜西IC→舞鶴若狭自動車道→敦賀IC→国道8号→敦賀市 ※代替ルート 国道27号→国道303号→国道161号→国道8号→敦賀市
	高浜小学校 中央体育館	1,972	4,596	【PAZ】 敦賀市 【UPZ】 敦賀市	①国道27号→若狭西街道→若狭梅街道→国道27号→敦賀市 ②国道27号→敦賀市 ③若狭西街道→国道27号→敦賀市 ④国道27号→小浜西IC→舞鶴若狭自動車道→敦賀IC→国道8号→敦賀市 ※代替ルート 国道27号→国道303号→国道161号→国道8号→敦賀市
	和田小学校 関西電力原子力研修センター	1,081	2,551	【UPZ】 敦賀市	①国道27号→若狭西街道→若狭梅街道→国道27号→敦賀市 ②国道27号→敦賀市 ③若狭西街道→国道27号→敦賀市 ④国道27号→小浜西IC→舞鶴若狭自動車道→敦賀IC→国道8号→敦賀市 ※代替ルート 国道27号→国道303号→国道161号→国道8号→敦賀市



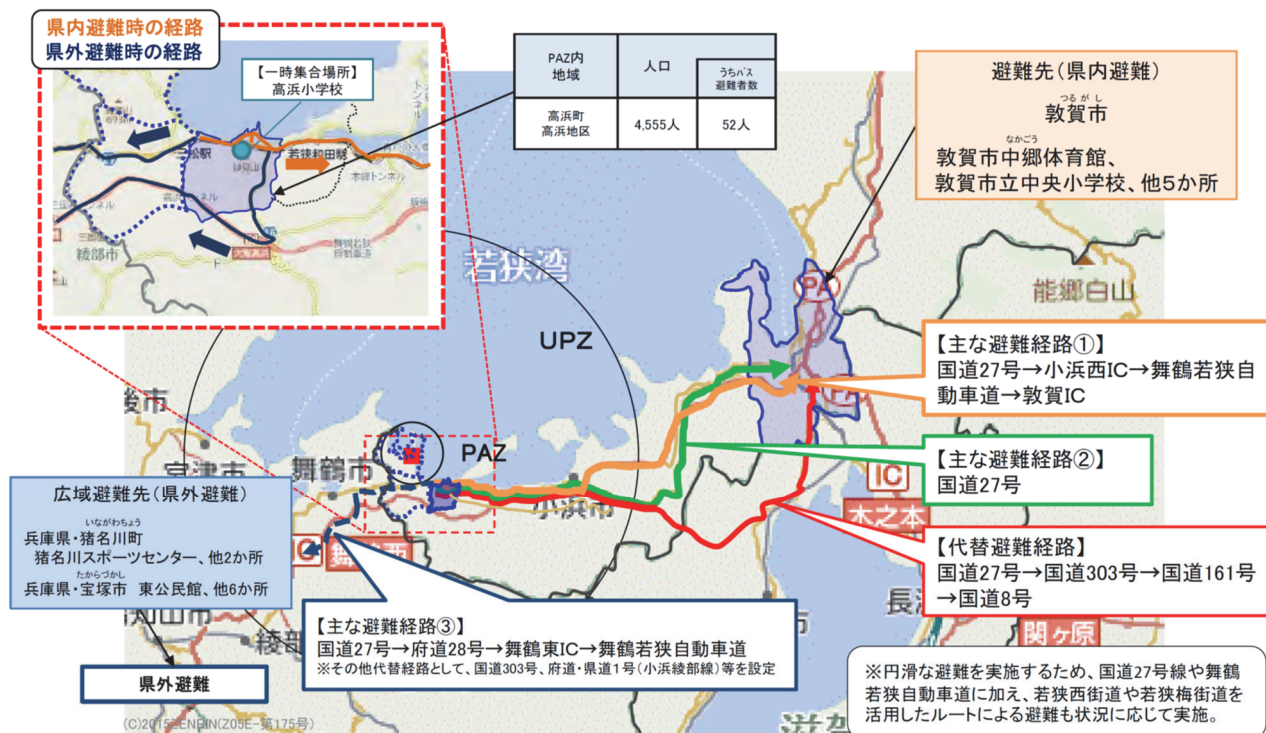
【PAZ内（青郷地区）から避難先】



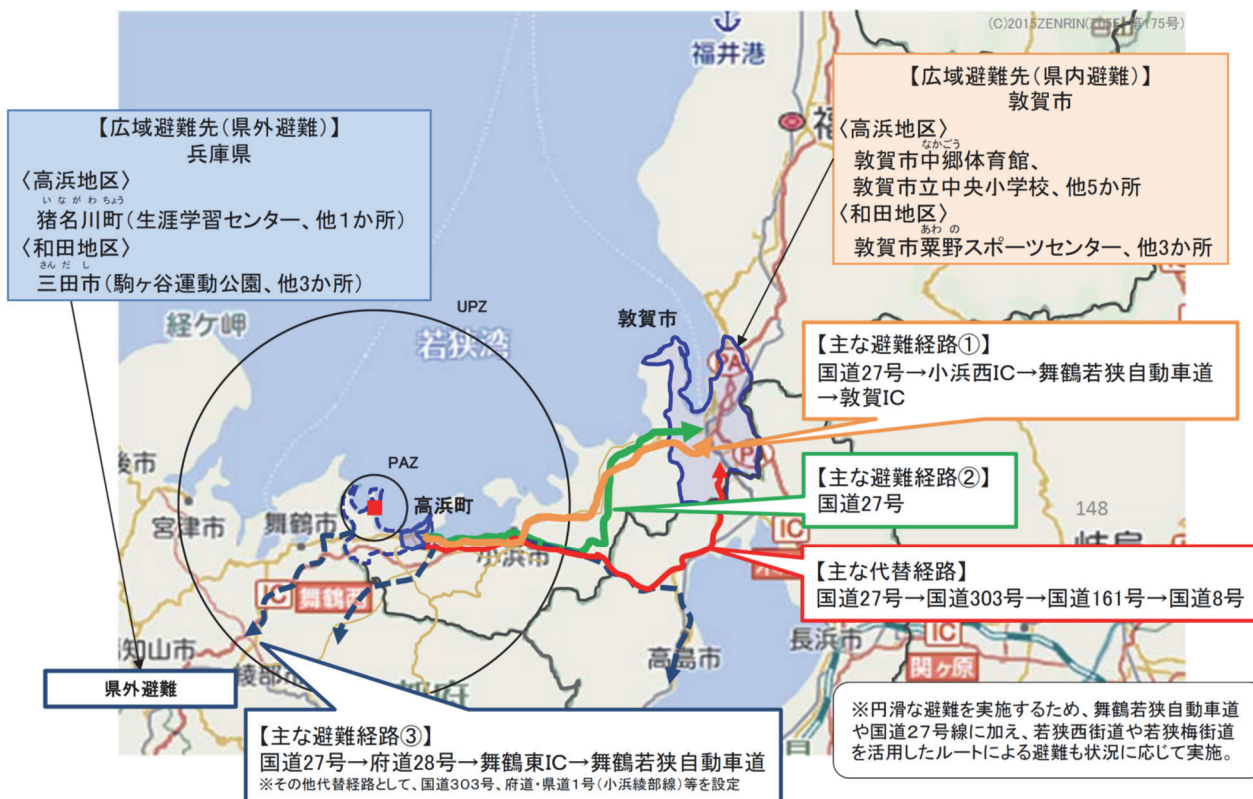
【PAZ内（内浦地区）から避難先】

図11 一時集合場所、避難車両中継所、主な避難路（県内避難）

(図11のつづき)



【PAZ内(高浜地区)から避難先】



【UPZ内から避難先】

2 県外避難の実施

(原子力災害に係る広域避難ガイドライン(関西広域連合:H26/3)を参考に、県外避難の計画を作成したが、未確定事項も含まれており、今後、国、関係府県市町、関西広域連合との調整が必要である。)

(1) 県外避難の実施判断

福井県は、緊急事態の状況や気象条件により、県外避難を行うかどうか判断し、実行する。

(2) 県外避難を実施する場合の情報連絡

ア 福井県及び高浜町

福井県及び高浜町は、国から避難指示があった場合は、事態の進展、緊急時モニタリングの結果等を考慮して、広域避難の必要性を速やかに判断する。

① 避難計画どおり避難できる場合

(避難先府県(兵庫県)内及びカウンターパート設定において同一府県を応援することになっている府県内の調整を含む。以下同じ。)

- ・福井県は、高浜町と協議し、「原子力災害に係る広域避難ガイドライン(関西広域連合 広域防災局)」に基づく避難計画で定める県外避難先への避難が必要と判断したときは、兵庫県に広域避難の受入れを要請するとともに、その旨を広域連合に連絡する。
- ・福井県は、兵庫県からイ①により受入れの割当てを見直す旨の連絡を受けたときは、それに基づき広域避難を実施する。

② 避難計画どおり避難できない場合

- ・福井県は、兵庫県から、イ②により必要な調整を行っても兵庫県内又はカウンターパート設定において福井県を応援することになっている府県内で受入れの一部又は全部ができない旨の連絡を受けたときは、広域連合に対し、その受入れができない部分についての受入れの調整を要請する。

イ 避難先府県(兵庫県)・市町(三田市、宝塚市、猪名川町)

① 避難計画どおり避難できる場合

- ・福井県から避難の受入れの要請を受けた兵庫県は、管内市町村と連携し、速やかに広域避難の受入れを行う。
- ・福井県から避難の受入れの要請を受けた兵庫県は、管内市町村が被災等のやむを得ない事情により事前に定めた人数の受入れができない場合は、管内市町村及びカウンターパート設定において福井県を応援することになっている府県と調整を行い、福井県の意見も聴取して受入れの割当てを見直す。

② 避難計画どおり避難できない場合

- ・福井県から避難の受入れの要請を受けた兵庫県は、イ①の調整を行っても管内市町村又はカウンターパート設定において福井県を応援することになっている府県内で受入れができないときは、その旨を福井県及び広域連合に連絡する。
- ・広域連合の構成府県・連携県は、ウ②により広域連合から広域避難の受入可能人数・施設等の照会があったときは、速やかにこれに回答するとともに、広域連合の受入調整結果に基づき、管内市町村と連携し、広域避難の受入れを行う。

ウ 広域連合

① 避難計画どおり避難できる場合

- ・広域連合は、福井県から兵庫県へ避難する旨の連絡を受けたときは、広域連合の構成団体・連携県と情報共有を図り、避難の実施に備える。

② 避難計画どおり避難できない場合

- ・広域連合は、ア②により福井県から広域避難の受入調整の要請を受けたときは、広域連合の構成府県・連携県に受入可能人数・施設等を照会し、福井県その他の構成府県・連携県と調整の上、その結果に基づく受入れの割当てを各府県に伝達する。
- ・広域連合は、関西圏域内だけでは広域避難の受入れができない場合は、国、全国知事会、相互応援協定を締結している他ブロック等と調整を行う。

エ 車両一時保管場所の設置

県外避難を実施する際、避難先施設において駐車場確保が困難な場合等を考慮し、避難先県及び市町と協議の上、自家用車からバスへの乗換、避難先施設への振分け等の機能を担う場所として、車両一時保管場所を設置する。

車両一時保管場所の候補地は、表 18 のとおりとする。

表 18 車両一時保管場所

市 町 名	施 設 名
兵庫県三木市	三木総合防災公園
兵庫県丹波市	丹波の森公苑

< 広域避難調整・実施フロー > 関西広域連合の原子力災害に係る広域避難ガイドラインより

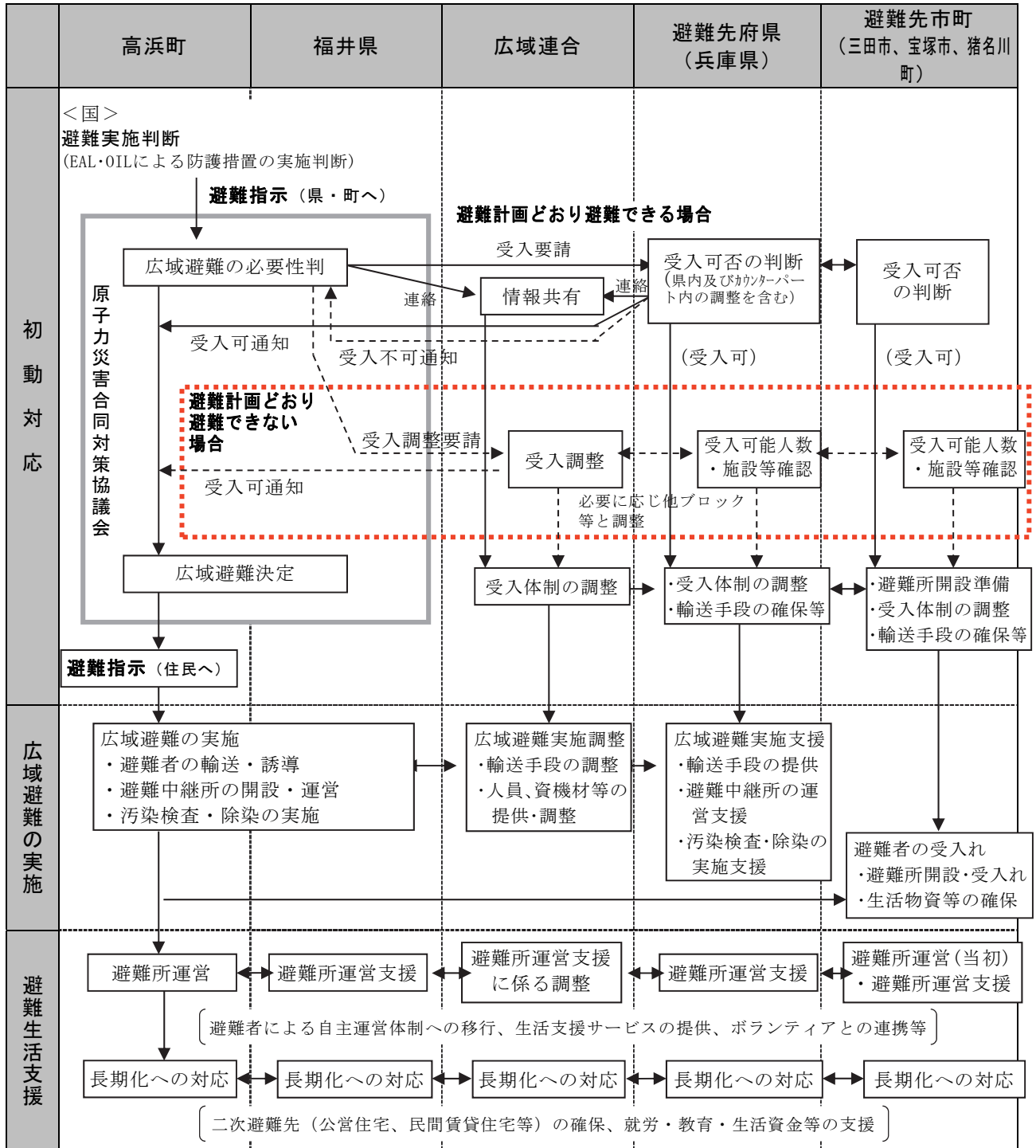


表19 各地区の避難先となる避難施設（県外避難の場合）（令和3年1月1日現在）

小学 校区	人口	大字・町名	人口	小計	避難先 市町名	拠点避 難所	避難所
青郷	2,449	東三松	506	506	宝塚市	—	兵庫県立宝塚高等学校
		西三松	357	397	宝塚市	—	兵庫県立宝塚西高等学校
		青葉	40				
		日置	144	350	宝塚市	—	末広体育館
		中山	73				
		高野	106				
		今寺	27				
		小和田	213	213	宝塚市	—	宝塚市立中央公民館
		関屋	202	202	宝塚市	—	くらんど人権文化センター
		出合	250	357	宝塚市	—	さらら仁川北館公益施設
		緑ヶ丘	104				
		青葉苑	3	424	宝塚市	—	西公民館
		青	255				
		横津海	81				
		蒜島	33				
		六路谷	55				
内浦	627	難波江	47	627	三田市	—	駒ヶ谷運動公園
		小黒飯	46				
		音海	106				
		神野	50				
		神野浦	26				
		上瀬	61				
		日引	72				
		宮尾	21				
		下	24				
		鎌倉	68				
		山中	106				
高浜	4,596	若宮	293	293	宝塚市	—	東公民館
		塩土	254	455	宝塚市	—	兵庫県立宝塚北高等学校
		畑	109				
		中寄	92	227	宝塚市	—	市立老人福祉センター （フレミラ宝塚）
		立石	227				
		大西	351	1,047	宝塚市	—	市立スポーツセンター
		中町	78				
		今在家	102				
		本町	146				
		中央	139				
		赤尾町	231	428	宝塚市	—	宝塚市総合福祉センター
		藺部	428				
		宇治	395	620	宝塚市	—	兵庫県立宝塚東高等学校
		南	225				
		湯谷	571	802	宝塚市	—	ピピアめふ公益施設
		事代	231				
		横町	323	323	猪名川町	—	スポーツセンター
		紫水ヶ丘	94	94	猪名川町	—	生涯学習センター
		子生	57	307	猪名川町	—	文化体育館
		坂田	11				
		笠原	3				
		坂田GT	151				
		岩神	85				

(表 19 のつづき) (令和 3 年 1 月 1 日現在)

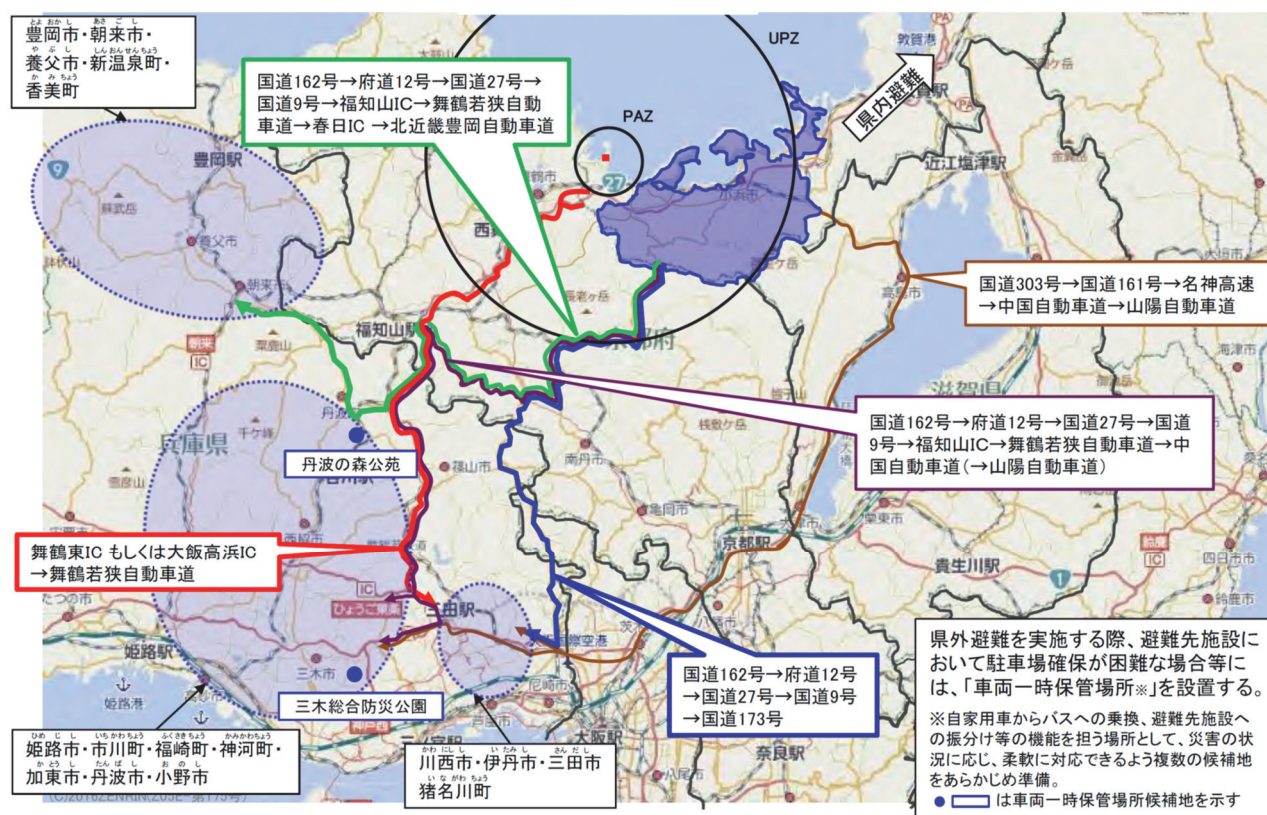
小学 校区	人口	大字・町名	人口	小計	避難先 市町名	拠点避 難所	避難所
和田	2,551	和田 1 区	456	1,631	三田市	—	兵庫県立三田西陵高等学校 兵庫県立三田祥雲館高等学校
		和田 2 区	256				
		和田 3 区	283				
		和田 4 区	206				
		和田 5 区	268				
		和田 6 区	162				
		安土	292	292	三田市	—	駒ヶ谷運動公園
		水明	44	628	三田市	—	兵庫県立北摂三田高等学校
		青戸	422				
		馬居寺	28				
		車持	130				
		けいあいの里	4				
計	10,223			10,223			

表20 避難ルート（県外避難）（令和3年1月1日現在）

種別	一時集合場所等	世帯数	人口	避難先市町	主な避難ルート
県外避難	内浦小中学校 内浦公民館 旧音海小中学校	174	428	【PAZ】 三田市	① 県道21号→府道772号→国道27号→府道28号→舞鶴東IC→舞鶴若狭自動車道→三田西IC→三田市 ② 県道21号→国道27号→府道28号→舞鶴東IC→舞鶴若狭自動車道→三田西IC→三田市 ※代替ルート ① 国道27号→国道303号→国道161号→名神高速道路→中国自動車道→舞鶴若狭自動車道→三田西IC→三田市 ② 国道27号→県道・府道1号→国道27号→国道173号→国道372号→国道176号→三田市
	青郷小学校	1,111	2,648	【PAZ】 宝塚市	① 国道27号→府道28号→舞鶴東IC→舞鶴若狭自動車道→中国自動車道→宝塚IC→宝塚市 ② 国道27号→県道・府道16号→国道162号→府道12号→国道27号→国道9号→国道173号→国道176号→宝塚市 ※代替ルート ① 国道27号→国道303号→国道161号→名神高速道路→中国自動車道→宝塚IC→宝塚市 ② 国道27号→県道・府道1号→国道27号→国道173号→国道176号→宝塚市
	高浜小学校 中央体育館	1,972	4,596	【PAZ】 宝塚市 猪名川町 【UPZ】 猪名川町	【PAZ】 [宝塚市] 国道27号→府道28号線→舞鶴東IC→舞鶴若狭自動車道→中国自動車道→宝塚IC→国道176号→宝塚市 ※代替ルート ① 国道27号→国道303号→国道161号→名神高速道路→中国自動車道→宝塚IC→宝塚市 ② 国道27号→県道・府道1号→国道27号→国道173号→国道176号→宝塚市 [猪名川町] ① 国道27号→県道16号→大飯高浜IC→舞鶴若狭自動車道→中国自動車道→宝塚IC→国道176号→県道12号→猪名川町 ② 国道27号→県道16号→大飯高浜IC→舞鶴若狭自動車道→中国自動車道→新名神高速道路→川西IC→県道721号→県道12号→猪名川町 ※代替ルート ① 国道27号→国道303号→国道161号→名神高速道路→中国自動車道→宝塚IC→国道176号→県道12号→猪名川町 ② 国道27号→県道・府道1号→国道27号→国道173号→国道372号→県道12号→猪名川町 【UPZ】 ① 国道27号→県道16号→大飯高浜IC→舞鶴若狭自動車道→中国自動車道→宝塚IC→国道176号→県道12号→猪名川町 ② 国道27号→県道16号→大飯高浜IC→舞鶴若狭自動車道→中国自動車道→新名神高速道路→川西IC→県道721号→県道12号→猪名川町 ③ 国道27号→国道303号→国道161号→名神高速道路→中国自動車道→宝塚IC→国道176号→県道12号→猪名川町 ④ 国道27号→県道・府道16号→国道162号→府道12号→国道27号→国道9号→国道173号→県道68号→猪名川町
	和田小学校 関西電力原子力研修センター	1,081	2,551	【UPZ】 三田市	① 国道27号→県道16号→大飯高浜IC→舞鶴若狭自動車道→中国自動車道→三田西IC→三田市 ② 国道27号→県道・府道16号→国道162号→府道12号→国道27号→国道9号→国道173号→国道176号→三田市 ※代替ルート ① 国道27号→国道303号→国道161号→名神高速道路→中国自動車道→舞鶴若狭自動車道→三田西IC→三田市 ② 国道27号→県道・府道1号→国道27号→国道173号→国道372号→国道176号→三田市



【PAZ内（高浜町3地区）から避難先】



【UPZ内から避難先】

図 1 2 県外避難の主要経路

3 避難行動要支援者等の避難手段及び避難先（県内避難の場合）

避難対象地域の避難行動要支援者等の避難は、町の指示により、次のとおり行う。

（１）学校の児童・生徒、保育所の児童

ア P A Z

- ① 学校の児童、生徒等が在学時においては、警戒事態発生の時点で保護者の迎え等について保護者あてに連絡（メール配信等）し、児童等の保護者への引き渡しを行うものとする。なお、施設敷地緊急事態になった時点で、保護者への引き渡しができない児童等は、職員とともに、県・町が確保した避難用のバス又は応急出動した自衛隊車両により指定された避難先へ避難を行い、避難先で保護者に引き渡しを行う。
- ② 避難先は、あらかじめ指定した避難先（表16、表19）とする。

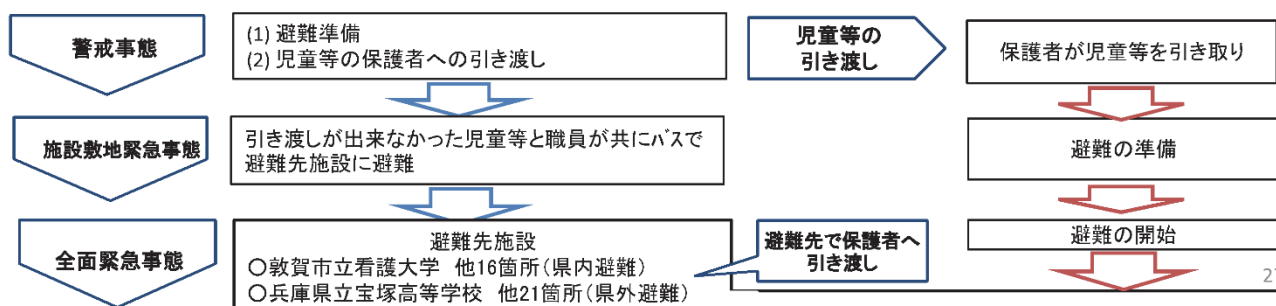


図13 P A Z内の学校の児童・生徒、保育園の園児の避難手段及び避難先

イ U P Z

- ① 学校の児童、生徒等が在学時においては、警戒事態発生の時点で保護者の迎え等について保護者あてに連絡（メール配信等）し引き渡しを行い、全面緊急事態までに保護者への引き渡しを完了する。引き渡しができなかった児童等は、屋内退避（校舎内）を実施する。その後、事態が悪化し、一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先で保護者に引き渡す。
- ④ 避難先は、あらかじめ指定した避難先（表16、表19）とする。

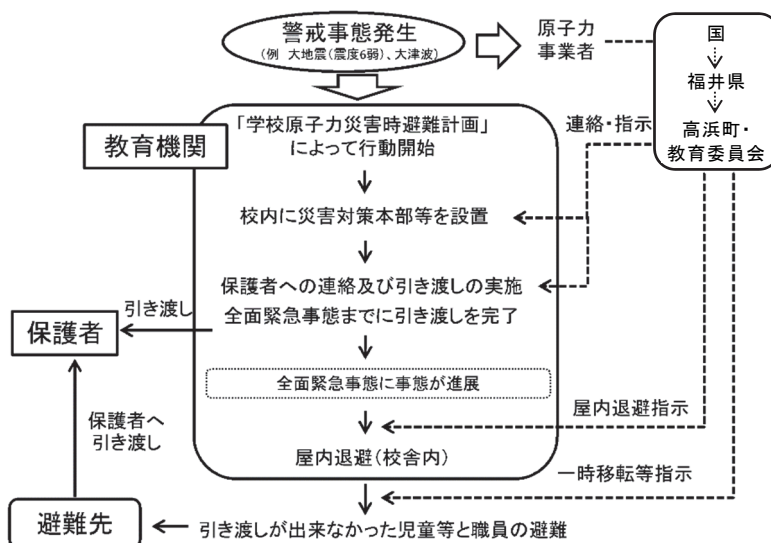


図14 U P Z内の学校の児童・生徒、保育園の園児の避難手段及び避難先

(2) 在宅の避難行動要支援者

ア P A Z

- ① P A Z 圏の在宅の避難行動要支援者の避難先となる福祉避難所は、表 2 1 のとおりとする。
- ② 支援者の同行により避難可能な者は、支援者等の車両又はバス等で避難先へ移動。
- ③ 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両または県が確保した福祉車両で、近傍の放射線防護対策施設へ移動する。輸送等の準備完了後、避難を実施する。

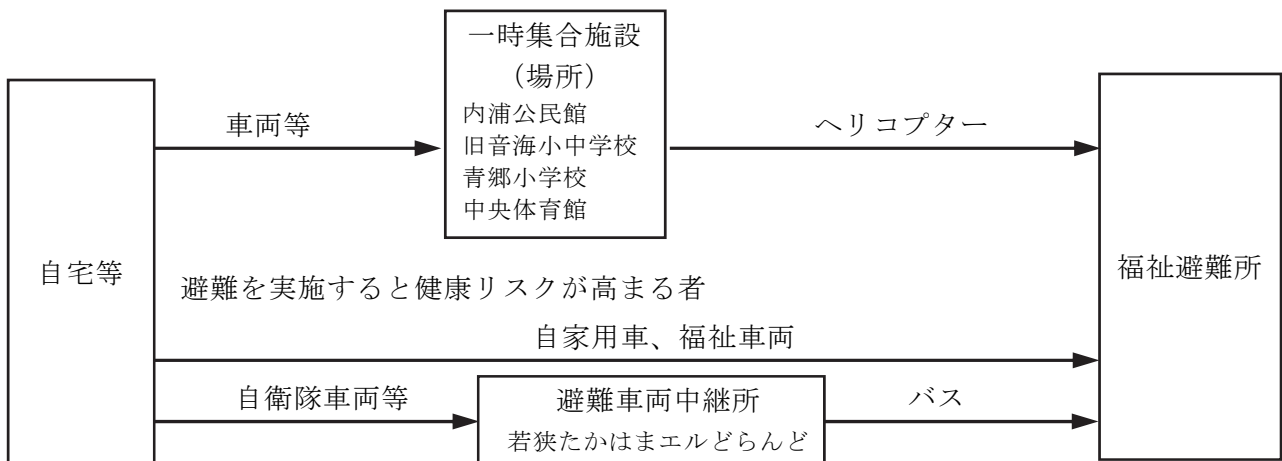


図 1 5 在宅の避難行動要支援者の避難手段及び避難先

表 2 1 在宅の避難行動要支援者の避難先となる福祉避難所（県内避難時）

対象発電所	避難対象地域		避難先	
	対象市町	小学校区	市町	福祉避難所
高浜発電所	高浜町	青郷	敦賀市	敦賀市総合福祉センター「あいあいプラザ」
		内浦		
		高浜		

表 2 2 放射線防護施設

区分	施設名
医療機関	若狭高浜病院
高齢者福祉施設	若狭高浜病院附属介護老人保健施設 特別養護老人ホーム 高浜けいあいの里

イ U P Z

- ① 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、T V、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施する。
- ② 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった際には、町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は、県が関係機関と調整し避難先を確保する。
- ③ 支援者のいない避難行動要支援者は、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、町職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備する。

(3) 病院の入院患者・社会福祉施設の入所者

ア P A Z

- ① 放射線防護対策が講じられた若狭高浜病院及び若狭高浜病院附属介護老人保健施設については、入所者等の避難に必要な体制が整うまで自施設内の放射線防護対策区域に移動し、屋内退避を実施する。受入施設の準備及び移動手手段の確保が完了した時点で避難を開始する。なお、避難の実施により健康リスクが高まる者は、引き続き放射線防護対策区域で屋内退避を実施する。
- ② 高浜ケアサポート、青葉苑、グッとライフの入所者については、受入施設の準備及び移動手手段の確保が完了した時点で避難を開始する。なお、避難の実施により健康リスクが高まる者がいる場合、近傍の放射線防護施設に収容する。
- ③ 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、福井県が受入先を調整する。
- ④ 病院の入院患者、社会福祉施設の入所者は、県・町が確保した避難用のバスによる避難を行う。
- ⑤ 介助が必要な入院患者・入所者については、県が要請し確保した消防機関の救急車、福祉車両又は自衛隊・海上保安庁の応急出動したヘリコプターにより搬送する。
- ⑥ 避難先は、あらかじめ指定した県内の医療機関、福祉避難所（表23）とする。

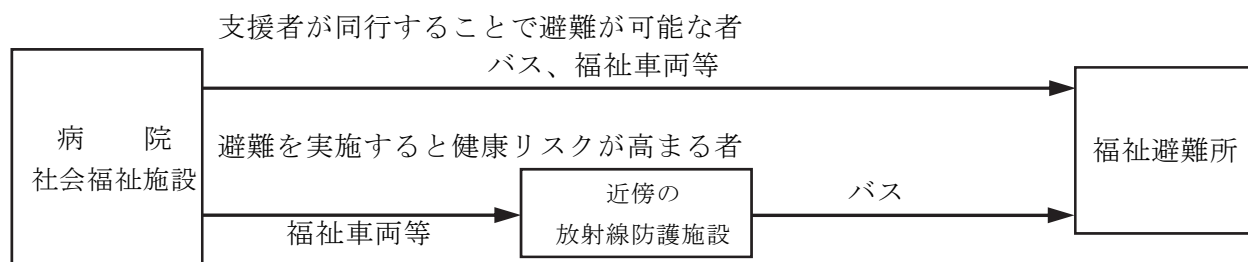


図16 病院の入院患者・社会福祉施設の入所者の避難手段及び避難先

イ U P Z

- ① 病院の入院患者、社会福祉施設の入所者は、県・町が確保した避難用のバスによる避難を行う。
- ② 介助が必要な入院患者・入所者については、県が要請し確保した消防機関の救急車、福祉車両又は自衛隊・海上保安庁の応急出動したヘリコプターにより搬送する。
- ③ 何らかの事情で、あらかじめ選定した避難先施設が使用できない場合には、県が受入先を調整する。

表2-3 病院の入院患者・社会福祉施設の入所者の避難先となる医療機関・福祉避難所（県内避難時）

対象 発電所	避難対象地域			避難先	
	対象市町	区分	対象施設	市町	医療機関・福祉避難所
高浜 発電所	高浜町	P A Z	[病院] 若狭高浜病院	敦賀市	市立敦賀病院 敦賀医療センター
			[介護老人福祉施設] 若狭高浜病院附属老人 介護施設	敦賀市	[介護老人福祉施設] 湯の里ナーシングホーム リバーサイド気比の杜 気比の風
			[介護老人福祉施設] 高浜けいあいの里	敦賀市	[介護老人福祉施設] 溪山荘 第2 溪山荘ぼっぼ [短期入所生活介護] 溪山荘ショートステイ 第2 溪山荘ぼっぼショートステイ 第3 溪山荘あおぞら [地域密着型特養] 第3 溪山荘あおぞら
			[有料老人ホーム] 高浜ケアポート （であいの郷） [生活支援ハウス] 青葉苑 [サービス付き高齢者 向け住宅] グッとライフ	敦賀市	[介護老人福祉施設] 常磐荘

第8 避難等に関する情報伝達

1 避難等の指示と対応手順

(1) P A Zの対応

基本的には次の流れにより、国の指示に基づき、県、町が直ちに避難の指示を出す。

- ア 原子力事業者から、国、県、町等へ異常事態の発生報告
 - イ 国から県に対して避難の指示
 - ウ 県から町に対して避難の指示
 - エ 町災害対策本部は、住民等の避難を迅速、的確に実施
- ※イ、ウは、福井県高浜オフサイトセンターにおいて、一連の対応がなされるもの。

(2) U P Zの対応

基本的には次の流れにより、国が示す判断基準に基づき、国、県及び原子力事業者が行う緊急時モニタリング結果等により、国が判断し、県、町が避難等の指示を出す。

- ア 原子力事業者から、国、県、町等へ異常事態の発生報告
 - イ 国、県等による緊急時モニタリング及び国による拡散予測の実施
 - ウ 国から県に対して避難等の指示
 - エ 県から町に対して避難等の指示
 - オ 町災害対策本部は、住民等の避難等を迅速、的確に実施
- ※イ、ウ、エは、福井県高浜オフサイトセンターにおいて、一連の対応がなされるもの。

2 避難行動における留意事項の周知

町は、県から「コンクリート屋内退避」又は「避難」の指示を受けたときの留意事項について周知する。

[住民等の留意事項]

- ア 避難時の持ち物は、貴重品、携帯用ラジオ、スマートフォン（携帯電話）、常用している薬、着替え、菓子類など。（自然災害時のものと同様）
- イ 避難時は、長袖上着やマスク、帽子を着用する。
- ウ 自宅の電気・ガス、水道の元栓を閉め、戸締りを確認する。
- エ 自宅に「自家用車で避難済み」を知らせる表示（白タオルなど）をする。
- オ 特別の事情により、避難先以外の場所に避難した場合には、町に避難先を連絡する。

3 避難等に関する情報伝達

避難等に関する住民等への情報伝達は、図17のとおり、複数の伝達手段により行う。

町は、県等からの要請を受け、有線放送、同報系の防災行政無線（戸別受信機）、広報車、スマートフォン（携帯電話）の緊急速報メール等を活用し、事故情報・避難の状況・応急対策活動の内容等について、対象地域住民への広報を行う。

また、町及び県は、報道機関を通じ、事故情報・避難の状況・応急対策活動の内容等について、周知する。

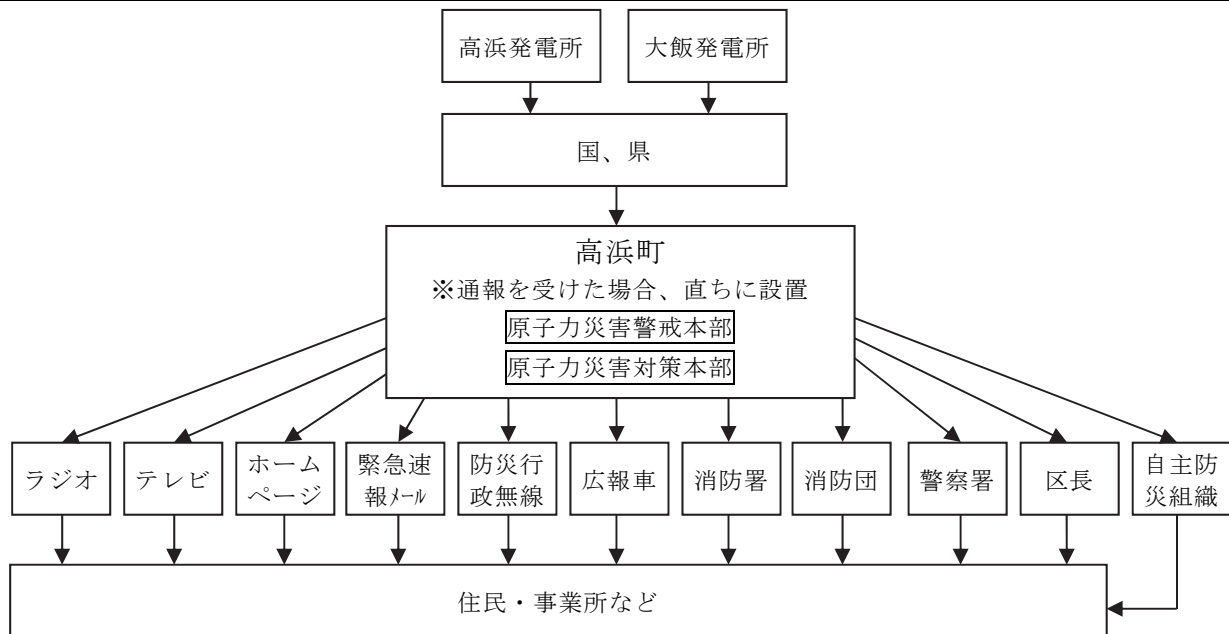


図 17 避難等に関する住民等への情報伝達経路

4 伝達内容

緊急事態区分の各段階における広報・伝達内容は、次のとおりとする。

(1) 警戒事態（第1段階）

こちらは、高浜町です。
本日午前（午後）〇時〇分頃、「高浜発電所」で事故が発生しました。
放射性物質は外部に漏れていません。
〇〇地区の皆さんは、お年寄りや体の不自由な方が優先的に避難できるよう準備してください。
また、不要不急の外出を控え、今後のお知らせ、テレビ・ラジオ・インターネットの報道に注意して下さい。
高浜町では、詳しい情報の収集に当たっています。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

(2) 施設敷地緊急事態（第2段階）

こちらは、高浜町です。
高浜町原子力災害対策本部から、緊急のお知らせです。
本日午前（午後）〇時〇分頃、「高浜発電所」で重大な事故が発生しました。
放射性物質は外部に漏れていません。
〇〇地区のお年寄りや体の不自由な方の避難を開始します。〇〇に集合してください。その他の健常者の方々は屋内に退避して、避難の準備をして下さい。さらに安定ヨウ素剤の服用も想定されますので準備をお願いします。
和田地区の住民の皆さんは、不要不急の外出を控え、今後のお知らせ、テレビ・ラジオ・インターネットの報道に注意して下さい。
高浜町原子力災害対策本部では、引き続き詳しい情報の収集に当たっています。
状況に変化がありましたら、すぐにお知らせします。
住民の皆さんは、今後のお知らせ、テレビ・ラジオ・インターネットの報道に注意して下さい。

(3) 全面緊急事態（第3段階）

ア 放射性物質の放出が確認されていない場合

こちらは、高浜町です。
高浜町原子力災害対策本部から、緊急のお知らせです。
本日午前（午後）〇時〇分頃、「高浜発電所」で重大な事故が発生しました。
放射性物質は外部に漏れていません。
〇〇地区の皆さんは避難を開始してください。
避難に当たっては、自家用車を使用できる方は自家用車で、敦賀市（又は県外）の避難先に避難してください。
自家用車を使用できない方は〇〇に集まってください。
また、安定ヨウ素剤の服用も想定されますので準備をお願いします。
和田地区の住民の皆さんは、念のため屋内に退避してください。
高浜町原子力災害対策本部では、引き続き詳しい情報の収集に当たっています。
状況に変化がありましたら、すぐにお知らせします。
住民の皆さんは、今後のお知らせ、テレビ・ラジオ・インターネットの報道に注意して下さい。

イ 放射性物質の放出が確認された場合

こちらは、高浜町です。
高浜町原子力災害対策本部から、緊急のお知らせです。
本日午前（午後）〇時〇分頃、「高浜発電所」で重大な事故が発生しました。
放射性物質の外部への放出が確認されました。
〇〇地区の皆さんは、安定ヨウ素剤を服用して、避難を開始してください。
避難に当たっては、自家用車を使用できる方は自家用車で、敦賀市（又は県外）の避難先に避難してください。
自家用車を使用できない方は〇〇に集まってください。
和田地区の住民の皆さんは、屋内に退避してください。放射能の拡散の状況によっては避難することが必要となる場合がありますので、避難の準備をしてください。
また、安定ヨウ素剤の服用も想定されますので、保健センターでの受け取りをお願いします。
今後の高浜町原子力災害対策本部からの指示に従って行動してください。
高浜町原子力災害対策本部では、引き続き詳しい情報の収集に当たっています。
状況に変化がありましたら、すぐにお知らせします。
住民の皆さんは、今後のお知らせ、テレビ・ラジオ・インターネットの報道に注意して下さい。

5 住民等からの問い合わせに対する対応

町は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制整備に努める。

また、住民等のニーズを見極めた上で、正確な情報の収集・整理・発信を行う。

第9 緊急被ばく医療措置

1 安定ヨウ素剤の備蓄及び配布

県は、原子力災害時において、住民を放射性ヨウ素による甲状腺被ばくから防護するため、二州・若狭・丹南・福井の各健康福祉センター及び町に安定ヨウ素剤の備蓄を行い、住民に対する迅速な配布体制を整備する。

2 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

町は、指針に準拠し、県、医療機関等と連携して、P A Z 内及びP A Z 外であって安定ヨウ素剤（新生児乳幼児向け及び乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤を含む。以下、同じ。）の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制並びにP A Z 外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備する。

（1）事前配布体制の整備

- ア 町は、県と連携し、事前配布用の安定ヨウ素剤を庁舎、保健所、医療施設、学校等の公共施設において管理するとともに、事前配布後における住民による紛失や一時滞在者に対する配布等に備え、予備の安定ヨウ素剤の備蓄を行う。
- イ 町は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うに当たっては、県と連携し、対象となる住民向けの説明会を開催し、原則として医師による説明を行う。また、説明会の開催に併せ、調査票や問診等により、禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努める。
- ウ 町は、県と連携し、説明会において安定ヨウ素剤の事前配布に関する説明を受けた住民に対し、説明会での説明事項を記した説明書を付して、安定ヨウ素剤を必要量のみ配布する。
- エ 町は、県と連携し、住民に事前配布した安定ヨウ素剤については、使用期限である3年～5年ごとに回収し、新しい安定ヨウ素剤を再配布する。また、転出者・転入者に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布に努める。

表2-4 安定ヨウ素剤の事前配布対象地区

事前配布の対象地区	内浦地区、青郷地区、高浜地区
-----------	----------------

（2）緊急時における配布体制の整備

- ア 町は、県と連携し、緊急時に住民等が避難を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布のための手続き、配布及び服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、配布用の安定ヨウ素剤をあらかじめ適切な場所に備蓄しておく。
- イ 町は、県と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておく。
- ウ 共通事項

町は、県と連携し、安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備え、あらかじめ医療機関に対し、副作用が発生した住民等の受け入れ協力を依頼するなど、救急医療体制の整備に努める。

表25 安定ヨウ素剤配布対象者数（PAZ及びUPZ内人口）

（令和3年1月1日現在）

	0～2歳	3～12歳	13歳～∞	合計
PAZ	157人	557人	6,779人	7,493人
UPZ	75人	265人	2,390人	2,730人
合計	232人	822人	9,169人	10,223人

表26 安定ヨウ素剤配布場所及び備蓄場所（令和3年1月1日現在）

配布場所	配布対象者数				備蓄場所
	0～2歳	3～12歳	13～∞歳	合計	
内浦公民館 （音海を除く内浦地区） 高浜町山中 104-4-2	7人	42人	472人	521人	内浦公民館 高浜町山中 104-4-2
旧音海小中学校 （音海地区） 高浜町音海 30-13	0人	1人	105人	106人	旧音海小中学校 高浜町音海 30-13
青郷公民館 （青郷地区） 高浜町青 8-4-1	39人	170人	2,240人	2,449人	青郷公民館 高浜町青 8-4-1
高浜小学校 （高浜地区） 高浜町宮崎 75-12-1	112人	359人	4,125人	4,596人	高浜町役場 高浜町宮崎 71-7-1
保健福祉センター （和田地区） 高浜町和田 117-68	74人	250人	2,227人	2,551人	保健福祉センター 高浜町和田 117-68
合計	232人	822人	9,169人	10,223人	

（3）安定ヨウ素剤の服用

ア 服用対象者

① 事前配布を行う地区（内浦地区、青郷地区、高浜地区）

原則、安定ヨウ素剤服用の指示を受けた時点で下記の者を除いて全員服用する。

- ・服用不適切者
- ・自らの意志で服用をしない者

事前配布されたが紛失等により服用できなかった者、事前配布されていない一時滞在者等には、安定ヨウ素剤を追加的に配布する。

また、避難行動要支援者で早い時点からの避難準備が必要な者、服用不適者、乳幼児に同伴する保護者等は、一般住民より早い段階（施設敷地緊急事態）において、安定ヨウ素剤を服用せず避難を開始する。その際、事前配布された安定ヨウ素剤を携帯して避難する。

② 事前配布を行わない地区（高浜地区（PAZを除く）、和田地区）

安定ヨウ素剤の配布・服用の指示を受けた時点で、下記の者を除いて、一時滞在者等も含めて当該地域に所在する者全員が服用する。

- ・服用不適切者
- ・自らの意志で服用をしない者

この場合、3歳未満の乳幼児は、ゼリー剤又は薬剤師等が粉末剤から調製した液状の安定ヨウ素剤を服用させる。

なお、妊娠している者、授乳婦は、新生児への影響を考慮する必要があるが、原則的には

上記の服用対象者に含まれている。

また、40 歳以上の高齢者については、放射線被ばくによる甲状腺癌の発生リスクと一時的な甲状腺機能低下等の副作用が生じる可能性との双方を理解した上で服用させる。

イ 服用回数、服用量

① 服用回数

安定ヨウ素剤の服用回数は原則 1 回とする。ただし、放射性ヨウ素による内部被ばくの可能性が 24 時間以上継続し、再度の服用がやむを得ない場合は、24 時間の間隔を空けて服用する。連続服用は、原則として、原子力規制委員会が再度の服用の必要を判断した場合のみであり、その判断に基づいて、町からの指示があった場合のみ服用させる。

なお、妊娠している者、新生児は原則として複数回の服用を避ける。

② 服用量

安定ヨウ素剤の服用量については、表 27 に示すように年齢に応じた量とする。3 歳未満の乳幼児及びそのほか丸剤の服用が困難な者に対しては、ゼリー剤又は薬剤師等が粉末剤より調製する液状の安定ヨウ素剤を服用させる。

安定ヨウ素剤を規定量以上に服用することは、防護効果を高めることにはつながらず、逆に副作用が発生する可能性を高めるため、定められた量以上には服用しない。誤って、表に示した服用量以上に服用した場合、吐かせる等の処置までは必要ないが、体調に異変が見られないか確認し、医師や、あらかじめ定められた相談窓口にご相談する

表 27 安定ヨウ素剤予防服用に対する規定量

対象者	ヨウ素量 (mg) (ヨウ化カリウム量 に対する相当量)	ヨウ化カリウム量 (mg)	ヨウ化カリウム丸
新生児	12.5	16.3 *	
生後 1 ヶ月以上 3 歳未満	25	32.5 *	
3 歳以上 13 歳未満	38	50	1 丸
13 歳以上	76	100	2 丸

*：ゼリー剤又は薬剤師等が避難所等で調製した液状の安定ヨウ素剤を服用することとなる。

ウ 3 歳未満の乳幼児、小児、妊娠している者（胎児）・授乳婦に対する服用方法

服用に当たっては、現行の丸剤タイプの安定ヨウ素剤は非常に硬く、定められた量に正確に分割することが難しいことから、3 歳未満の乳幼児の服用には適さない。このため、3 歳未満の乳幼児への服用が必要な場合には、ゼリー剤又は薬剤師等が粉末剤より調製した液状の安定ヨウ素剤を服用する。なお、ゼリー剤を用いる場合には、新生児は 16.3mg ゼリー剤 1 包、生後 1 ヶ月以上 3 歳未満の者は 32.5mg ゼリー剤 1 包を服用させる。

3 歳以上 13 歳未満は安定ヨウ素剤の丸剤 1 丸、13 歳以上については 2 丸を服用することとする。これらの対応は、就学年齢を考慮すると、7 歳以上 13 歳未満の対象者は、概ね小学生に、13 歳以上の対象者は、中学生以上に該当することから、緊急時における迅速な対応のために、小学 1～6 年生までの児童に対しては安定ヨウ素剤の丸剤 1 丸、中学 1 年生以上に対しては安定ヨウ素剤の丸剤 2 丸を採用する。ただし、丸剤の服用が困難な者に対しては、上記の 3 歳未満の乳幼児と同様に、ゼリー剤又は液状の安定ヨウ素剤を準備し、服用させる。なお、ゼリー剤を用いる場合には、丸剤服用が困難な 3 歳以上 13 歳未満の者にはヨウ化カリウム 50mg 相当分を服用し、丸剤服用が困難な 13 歳以上の者にはヨウ化カリウム 100mg 相当分を服用させる。

また、妊娠している者、新生児、授乳婦が服用した場合には、服用後の安定ヨウ素剤による影響の観察等について慎重な対応が必要であるため、あらかじめ定められた相談窓口にご相談する等医師や薬剤師へ相談する。

3 スクリーニング（避難退域時検査）及び簡易除染の実施

県は、以下の方法にてスクリーニング（避難退域時検査）及び簡易除染を実施する。

（１）対象

避難指示を受けた住民及びその携行物品（車両、ラジオ・スマートフォン（携帯電話）・防寒具などの防災用品）を対象とする。

ただし、放射性物質が事業所外に放出される前に予防的に避難を実施する住民については対象としない。

（２）場所

ＵＰＺ圏（原子力発電所から概ね 30 k m 圏）の境界周辺に設置することを基本とする。
なお、スクリーニング及び簡易除染場所の候補地は表 2 8 に示すとおりである。

表 2 8 スクリーニング・簡易除染場所候補場所

NO	名 称	所在地
1	国道 2 7 号六路谷検問所	高浜町六路谷
2	県道舞鶴野原港高浜線鎌倉交差点	高浜町鎌倉
3	きのこの森駐車場	おおい町鹿野
4	うみんぴあ大飯駐車場	おおい町成海
5	道の駅名田庄駐車場	おおい町名田庄納田終
6	県若狭合同庁舎駐車場	小浜市遠敷
7	若狭鯉川海水浴場駐車場	小浜市鯉川
8	小浜市総合運動場駐車場	小浜市口田縄
9	若狭町役場上中庁舎駐車場	若狭町市場
1 0	道の駅若狭熊川宿駐車場	若狭町熊川
1 1	美浜町役場駐車場	美浜町郷市
1 2	敦賀市総合運動公園駐車場	敦賀市沓見
1 3	国道 8 号疋田検問所	敦賀市疋田
1 4	国土交通省新道基地駐車場	敦賀市新道
1 5	国土交通省山中基地駐車場	敦賀市山中
1 6	県産業振興施設駐車場	越前市瓜生町
1 7	県立音楽堂駐車場	福井市今市町
1 8	県産業会館駐車場	福井市下六条町
1 9	福井市きらら館駐車場	福井市風巻町
2 0	越前水仙の里駐車場	福井市蒲生町
2 1	美山アンデパンダン広場駐車場	福井市縫原町
2 2	舞鶴若狭自動車道 加斗 P A（上り）	小浜市飯盛
2 3	〃 小浜西 I C	小浜市岡津
2 4	〃 三方五湖 P A	若狭町生倉
2 5	北陸自動車道 刀根 P A（上り）	敦賀市刀根
2 6	〃 南条 S A（下り）	南越前町上野
2 7	〃 北鯖江 P A（下り）	鯖江市下河端町
2 8	〃 賤ヶ岳 S A（上り）	滋賀県長浜市余呉町坂口
2 9	〃 木之本 I C	滋賀県長浜市木之本町木ノ本
3 0	舞鶴若狭自動車道 綾部 P A（上り） あやべ球場	京都府綾部市上杉町
3 1	美山長谷運動広場	京都府南丹市美山町長谷

(3) 実施方法

ア 住民及びその携行物品のスクリーニング検査

住民及びその携行物品のスクリーニング検査は、GMサーベイメータやゲート型モニターなど各種の放射線計測器を適切に使用して効率的に行う。

その結果、国の原子力災害対策指針で定められているO I L 4の設定値（ β 線：40,000cpm）（表10）を超える数値が検出された場合は、速やかに簡易除染を行う。

イ 自家用車やバス等の車両を利用して避難した住民のスクリーニング検査

自家用車やバス等の車両を利用して避難した住民に対し、まず車両の検査を行い、当該車両にO I L 4の設定値を超える数値が検出されない場合は、その車両の乗員も同様とみなす。

ウ 車両に汚染が認められた場合の対応

当該車両に汚染が認められた場合、乗員の代表者に対して汚染検査を行い、当該代表者にO I L 4の設定値を超える数値が検出されない場合は、その車両の乗員全員も同様とみなす。

エ 住民に汚染が認められた場合の対応

住民に汚染が認められた場合、住民の携行物品の検査を行うとともに、必要に応じ簡易除染を実施する。

オ 通過証の発行

スクリーニングの結果、O I L 4の設定値以下の場合は、住民に対し通過証を発行する。交付された住民は、通過証を常時携行し、広域避難先において受付の際、提示する。

表29 スクリーニング（避難退域時検査）・簡易除染の方法

場 所	UPZ圏の境界周辺にて実施
方 法	【車両以外で避難した場合】 住民及び携行品 汚染あり (OIL4の設定値超) 簡易除染 汚染なし (OIL4の設定値以下) 簡易除染不要
	【自家用車やバス等の車両を利用して避難した場合】 ・車両の検査 汚染あり (OIL4の設定値超) ・車両の除染 ・乗員代表者の検査 汚染あり (OIL4の設定値超) ・乗員代表者簡易除染 ・乗員代表者携行品簡易除染 ・他の乗員の検査 汚染あり (OIL4の設定値超) ・汚染された乗員簡易除染 ・汚染された乗員携行品簡易除染 汚染なし (OIL4の設定値以下) 乗員全員除染不要 汚染なし (OIL4の設定値以下) 乗員全員除染不要 汚染なし (OIL4の設定値以下) 他の乗員除染不要
その他	放射性物質が事業所外に放出される前に予防的に避難を実施する住民については対象としない

（４）実施体制

県は、国、原子力事業者等と連携協力しながら、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等の指定公共機関の支援の下、あらかじめ資機材、要員等の実施体制を計画する。

第 10 地域における協力体制

町は、県から避難指示を受けた場合、住民の避難が少しでも円滑に実施できるように、普段から自治会、自主防災組織、消防団等に対し協力を求める。

第1章 観光客等への対応

1 情報伝達

観光客等への情報伝達は、警戒事態において住民と同様に防災行政無線（屋外拡声機）、広報車、緊急速報メール等を通じて行うとともに、観光事業者、集客施設管理者等と連携し、帰宅等の呼びかけを行う。

観光事業者、集客施設管理者等は、各施設内における放送等を通じて、必要な対応を呼びかける。

その後、事態の進展に伴い、防護措置（避難、屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等）が必要となった場合は、観光客等一時滞在者に伝達する。

2 避難手段

（1）PAZ

自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始する。なお、路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等に移動する。

宿泊施設等に移動したPAZ内の観光客等は、施設敷地緊急事態の段階で徒歩等により一時集合場所に集まり、福井県や高浜町が確保した車両により避難を実施する。

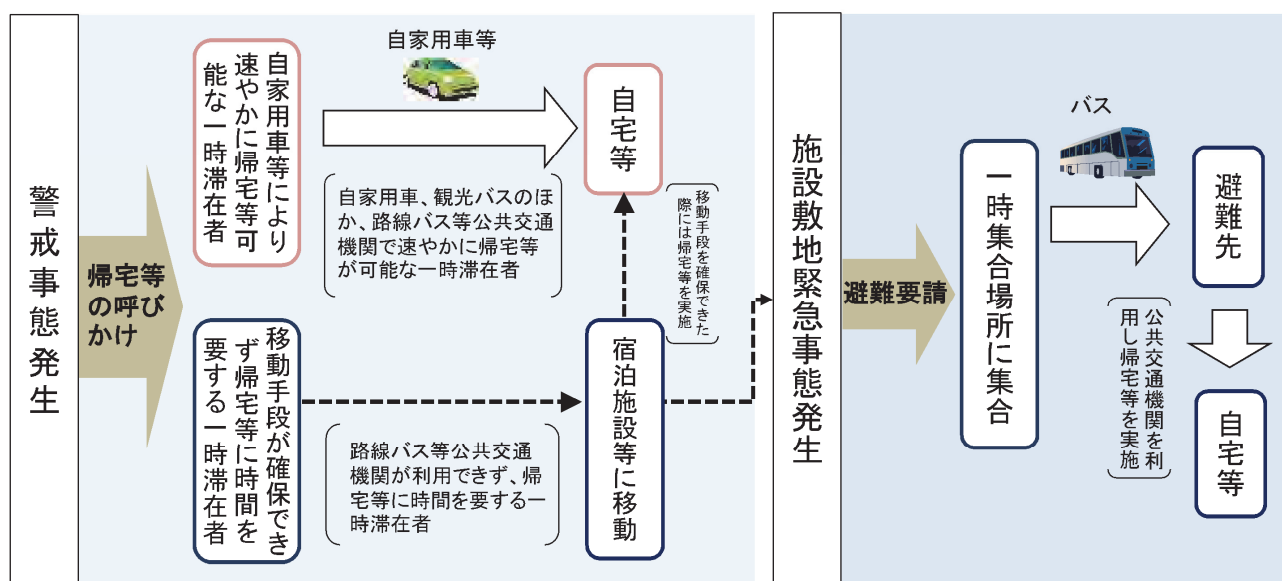


図18 PAZ 観光客等一時滞在者の避難の流れ

（2）UPZ

関係府県及び関係市町は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態において、帰宅等を呼びかける。

自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始する。

路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等へ移動する。その後、全面緊急事態までに、公共交通機関を利用し帰宅等可能

な一時滞在者は、帰宅等を実施する。

全面緊急事態の段階までに帰宅等が困難な一時滞在者は、宿泊施設等において屋内退避を実施し、その後、O I L基準に基づく一時移転等の指示があった場合には、徒歩等により一時集合場所に集まり、町及び県が確保した車両で一時移転等を実施する。

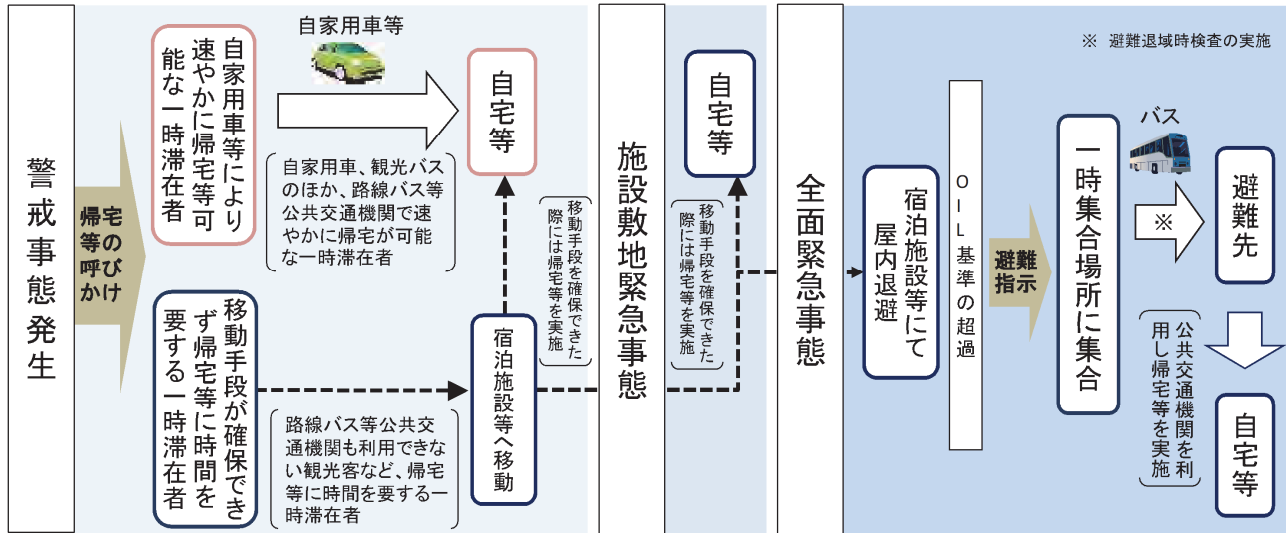


図19 U P Z 観光客等一時滞在者の避難の流れ

3 安定ヨウ素剤の服用

観光客等に対して、住民と同様に、緊急時における安定ヨウ素剤の配布方法に従い、備蓄している安定ヨウ素剤を避難の際に配布し、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等についての説明を行った上で服用させる。

第12 町域内残留者の確認

避難指示後の町域内残留者の確認については、町職員、消防署員、警察署員及び国、県の応援派遣員により調査班を編成し、戸別訪問により行う。

第13 町所有車両の活用

避難指示等の広報を行うため町所有車両を活用する。
使用する公用車の一覧は以下のとおりである。

表29 町所有車両一覧（令和2年10月1日現在）

No.	担当課	車 名	登 録 番 号	種別	用途	備 考
1	総務課	アルファード	福井 300 み 1947	普通	乗用	町長車
2	総務課	エスティマ	福井 300 ん 6752	普通	乗用	副町長車
3	総務課	ホイルローダ	高浜町 い 771	小型	特殊	作業用
4	総務課	コースター	福井 200 さ 1068	普通	乗合	広報スピーカー付
5	総務課	アクティ・トラック	福井 40 よ 6697	軽	貨物	
6	総務課	チョイノリ	高浜町 T 11	原付	—	
7	防災安全課	ホイルローダ	高浜町 T 75	小型	特殊	災害対策用
8	防災安全課	ホイルローダ	高浜町 い 782	小型	特殊	消防保管 作業用
9	防災安全課	ヴォクシー	福井 501 と 3732	小型	乗用	車イス固定装置付
10	防災安全課	ヴォクシー	福井 501 と 3733	小型	乗用	車イス固定装置付
11	防災安全課	ランドクルーザー	福井 800 さ 9024	普通	特殊	緊急車両 赤色パトライト 広報スピーカー付
12	防災安全課	セレナ	福井 501 ち 8127	小型	乗用	広報スピーカー付
13	防災安全課	アトラス	福井 400 せ 4720	小型	貨物	
14	防災安全課	ハイエース	福井 300 も 6822	普通	乗用	
15	防災安全課	エスクァイア	福井 501 に 6286	小型	乗用	
16	産業振興課	カラーラフィールダー	福井 501 て 363	小型	乗用	
17	産業振興課	ジムニー	福井 501 て 7025	小型	乗用	
18	産業振興課	トヨエース	福井 400 そ 4891	小型	貨物	
19	産業振興課	キャリー	福井 880 あ 557	軽	特種	保冷車
20	産業振興課	コムス	高浜町 わ 23	原付	—	
21	産業振興課	ビーチクリーナー	高浜町 い 788	小型	特殊	ホンダ
22	産業振興課	被けん引車	高浜町 い 790	小型	特殊	ホンダ
23	産業振興課	ビーチクリーナー	高浜町 T 51	小型	特殊	クボタ新
24	産業振興課	被けん引車	高浜町 T 52	小型	特殊	クボタ新
25	城山荘	ホーミー	福井 58 ん 3895	小型	乗用	
26	建設整備課	アイシス	福井 501 ち 3554	小型	乗用	広報スピーカー付
27	建設整備課	エスクード	福井 330 せ 7702	普通	乗用	
28	建設設備課	エブリィ	福井 480 や 300	軽	貨物	
29	建設設備課	ハイゼットトラック	福井 480 こ 5285	軽	貨物	
30	上下水道課	エスクード	福井 300 そ 6754	普通	乗用	
31	上下水道課	テリオスキッド	福井 580 か 1084	軽	乗用	
32	上下水道課	ハイゼット・カーゴ	福井 480 く 6527	軽	貨物	
33	上下水道課	ハイゼット・トラック	福井 40 ら 4275	軽	貨物	

高浜町原子力災害住民避難計画
第13 町所有車両の活用

No.	担当課	車 名	登 録 番 号	種別	用途	備 考
34	上下水道課	アトラス	福井 44 め 2292	小型	貨物	給水車 2 t
35	上下水道課	イスズ	福井 800 さ 1207	普通	特種	給水車 4 t
36	上下水道課	ヒノレンジャー	福井 800 さ 6228	普通	特種	バキューム
37	上下水道課	コマツメック	福井 000 る 230	大型	特殊	ペイローダー
38	上下水道課	アクティ・バン	福井 480 う 4164	軽	貨物	
39	上下水道課	ハイゼット・トラック	福井 480 き 550	軽	貨物	
40	上下水道課	フォレスター	福井 300 ま 4262	普通	乗用	
41	上下水道課	アクティ・トラック	福井 40 む 6390	軽	貨物	
42	上下水道課	ハイゼットカーゴ	福井 483 あ 3611	軽	貨物	
43	上下水道課	ライトエース・トラック	福井 400 さ 819	小型	貨物	
44	上下水道課	アクティ・トラック	福井 40 や 1202	軽	貨物	
45	住民生活課	ハイゼット・トラック	福井 480 か 2572	軽	貨物	リフト付
46	住民生活課	フリード	福井 501 て 5929	小型	乗用	広報スピーカー付
47	三松センター	ハイゼット・カーゴ	福井 480 け 1725	軽	貨物	
48	リサイクルセンター	ホイールローダ		小型	特殊	作業用
49	リサイクルセンター	フォークリフト		小型	特殊	作業用
50	税務課	ミライース	福井 580 な 3995	軽	乗用	
51	保健福祉課	プロボックス	福井 400 せ 9274	小型	貨物	
52	保健福祉課	フリード	福井 500 ゆ 3228	小型	乗用	
53	保健福祉課	アクア	福井 501 ち 3153	小型	乗用	広報スピーカー付
54	保健福祉課	モコ	福井 580 せ 3197	軽	乗用	
55	保健福祉課	アイミーブ	福井 580 そ 9455	軽	乗用	
56	保健福祉課	ハイゼット・カーゴ	福井 480 け 8127	軽	貨物	
57	保健福祉課	アトレー	福井 580 く 9362	軽	乗用	
58	保健福祉課	プリウスハイブリッド	福井 300 ね 8532	普通	乗用	
59	教育委員会事務局	プリウスα	福井 330 と 2888	普通	乗用	
60	教育委員会事務局	ハイゼット	福井 480 き 2831	軽	貨物	
61	教育委員会事務局	ミニキャブ ミーブ	福井 483 い 2888	軽	貨物	
62	教育委員会事務局	ジョンディア	高浜町 い 907	小型	特殊	
63	教育委員会事務局	コースター	福井 200 さ 985	普通	乗合	
64	教育委員会事務局	コースター	福井 200 さ 986	普通	乗合	
65	教育委員会事務局	ローザ	福井 200 さ 1324	普通	乗合	
66	給食センター	エルフ	福井 100 さ 8229	普通	貨物	給食車
67	給食センター	新エルフ	福井 100 す 2489	普通	貨物	給食車
68	郷土資料館	ボンゴ	福井 400 せ 8517	小型	貨物	
69	文化会館	プリウスハイブリッド	福井 300 ね 1710	普通	乗用	
70	高浜公民館	エブリイ	福井 580 せ 2624	軽	乗用 4	
71	和田公民館	ハイゼット・カーゴ	福井 480 け 8126	軽	貨物	
72	青郷公民館	バモス	福井 50 ね 7444	軽	乗用	

No.	担当課	車 名	登 録 番 号	種別	用途	備 考
73	内浦公民館	エブリィ	福井 480 う 957	軽	貨物	
74	総合政策課	ハイエース	福井 300 め 2351	普通	乗用	内浦ぐるりんバス
75	総合政策課	ハイエース	福井 300 め 2357	普通	乗用	内浦ぐるりんバス

リース車両

No.	担当課	車 名	登 録 番 号	種別	用途	備 考
76	総合政策課	ミライース	福井 580 は 7802	軽	乗用	
77	総合政策課	ミライース	福井 580 む 1652	軽	乗用	
78	保健福祉課	キャラバン	福井 800 さ 9167	普通	特殊	福祉車両
79	文化会館	ノア	福井 501 つ 2789	小型	乗用	福祉車両
80	給食センター	ノア	福井 501 つ 2870	小型	乗用	福祉車両
81	内浦公民館	ノア	福井 501 つ 2871	小型	乗用	福祉車両

資料1 高浜町の県内避難先（令和3年1月1日現在）

市町	地 域 (小学校区別)	人口	世帯数	避難先	
				市町	避難施設
高浜町	青郷	2,648	1,111	敦賀市	敦賀市体育館 他 4 箇所
	内浦	428	174		少年自然の家 他 4 箇所
	高浜	4,596	1,972		福井県立敦賀工業高等学校 他 2 箇所
	和田	2,551	1,081		福井県立敦賀高等学校 他 3 箇所
	合計	10,223	4,338		使用避難施設 計 17 箇所

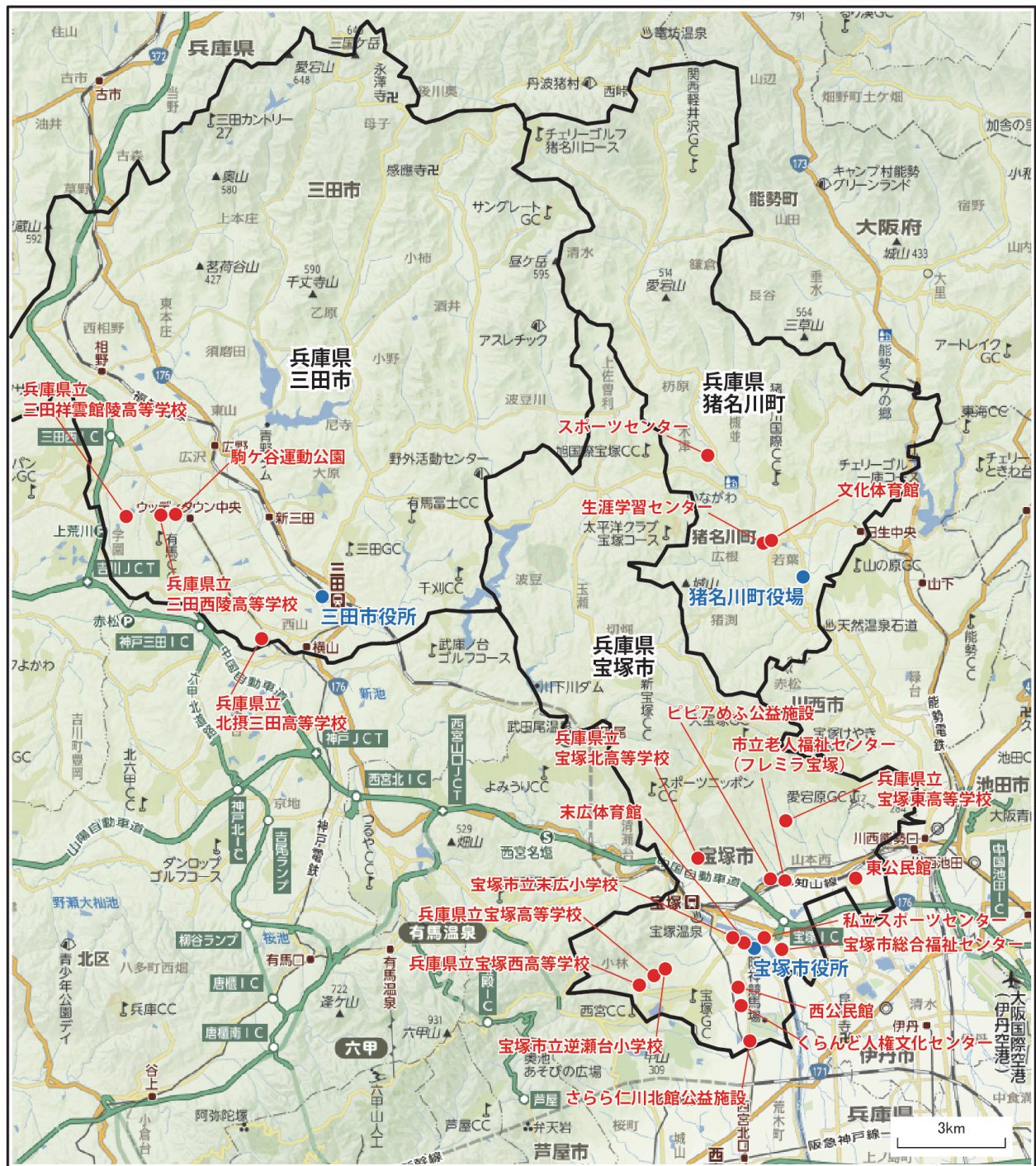


＜避難施設位置図＞

< 地区別の避難施設の詳細表（県避難の場合） >（令和 3 年 1 月 1 日現在）

対象発電所	小学校区	大字・町名	発電所からの距離(km)		人口	世帯数	避難先名称	住所
			高浜	大飯				
高浜発電所 (5 km圏) 大飯発電所	青郷	東三松	4	13	506	204	敦賀市立看護大学	木崎 7 8 - 2 - 1
	青郷	西三松	3	16	357	142	敦賀市立栗野南小学校	公文名 3 1 - 2 - 1
	青郷	日置	4	14	144	54	敦賀市立体育館	松葉町 1 - 2
	青郷	青葉	4	14	40	22	敦賀市立体育館	松葉町 1 - 2
	青郷	青	4	15	255	105	敦賀市立体育館	松葉町 1 - 2
	青郷	横津海	5	16	81	29	敦賀市立体育館	松葉町 1 - 2
	青郷	関屋	4	16	202	77	敦賀市立体育館	松葉町 1 - 2
	青郷	蒜臈	5	17	33	10	敦賀市立体育館	松葉町 1 - 2
	青郷	高野	3	16	106	50	敦賀市立体育館	松葉町 1 - 2
	青郷	今寺	4	16	27	12	敦賀市立体育館	松葉町 1 - 2
	青郷	小和田	4	15	213	83	敦賀市立体育館	松葉町 1 - 2
	青郷	出合	4	15	250	107	敦賀市立松陵中学校	松葉町 1 - 1
	青郷	中山	3	14	73	41	敦賀市立松陵中学校	松葉町 1 - 1
	青郷	緑ヶ丘	3	14	104	52	敦賀市立松陵中学校	松葉町 1 - 1
	青郷	青葉苑	3	14	3	3	敦賀市立松陵中学校	松葉町 1 - 1
	青郷	難波江	2	14	47	20	敦賀市立少年自然の家	野坂 8 0 - 1 5
	青郷	小黑飯	1	13	46	19	敦賀市立少年自然の家	野坂 8 0 - 1 5
	青郷	音海	2	13	106	58	敦賀市立少年自然の家	野坂 8 0 - 1 5
	青郷	六路谷	5	17	55	23	敦賀市立松陵中学校	松葉町 1 - 1
	内浦	神野	1	15	50	21	敦賀市立少年自然の家	野坂 8 0 - 1 5
	内浦	神野浦	1	15	26	14	敦賀市立少年自然の家	野坂 8 0 - 1 5
	内浦	上瀬	4	16	61	22	敦賀市立少年自然の家	野坂 8 0 - 1 5
	内浦	日引	4	16	72	27	敦賀市立少年自然の家	野坂 8 0 - 1 5
	内浦	宮尾	4	17	21	9	敦賀市立少年自然の家	野坂 8 0 - 1 5
	内浦	下	4	17	24	8	敦賀市立少年自然の家	野坂 8 0 - 1 5
	内浦	鎌倉	4	18	68	28	敦賀市立少年自然の家	野坂 8 0 - 1 5
	内浦	山中	3	17	106	45	敦賀市立少年自然の家	野坂 8 0 - 1 5
	高浜	若宮	5	11	293	141	敦賀市立中央小学校	野神 4 0 - 2 4 9
	高浜	塩土	5	11	254	115	敦賀市立中央小学校	野神 4 0 - 2 4 9
	高浜	畑	5	12	109	38	愛発公民館	疋田 3 7 - 1
	高浜	立石	5	12	227	91	愛発公民館	疋田 3 7 - 1
	高浜	大西	5	11	351	170	敦賀気比高等学校	杳見 1 6 4 - 1
	高浜	宇治	5	11	395	188	敦賀気比高等学校	杳見 1 6 4 - 1
	高浜	中央	5	11	139	57	敦賀気比高等学校	杳見 1 6 4 - 1
	高浜	赤尾町	5	11	231	94	敦賀気比高等学校	杳見 1 6 4 - 1
	高浜	横町	5	11	323	131	敦賀気比高等学校	杳見 1 6 4 - 1
高浜発電所 大飯発電所	高浜	事代	6	11	231	114	敦賀市角鹿中学校	角鹿町 6 - 1
	高浜	本町	6	11	146	63	敦賀市角鹿中学校	角鹿町 6 - 1
	高浜	藺部	6	10	428	185	敦賀市中郷体育館	羽織町 3 4 (坂下)
	高浜	岩神	7	10	85	33	敦賀市中郷体育館	羽織町 3 4 (坂下)
	高浜	紫水ヶ丘	7	10	94	43	福井県立敦賀工業高校	山泉 1 3 - 1
	高浜	子生	7	13	57	24	福井県立敦賀工業高校	山泉 1 3 - 1
	高浜	坂田	6	12	11	6	敦賀市角鹿中学校	角鹿町 6 - 1
	高浜	坂田 GT	6	12	151	47	敦賀市角鹿中学校	角鹿町 6 - 1
	高浜	笠原	6	12	3	2	敦賀市角鹿中学校	角鹿町 6 - 1
	高浜	中寄	6	12	92	37	敦賀市角鹿中学校	角鹿町 6 - 1
	高浜	南	6	11	225	95	福井県立敦賀工業高校	山泉 1 3 - 1
	高浜	湯谷	5	12	571	225	福井県立敦賀工業高校	山泉 1 3 - 1
	高浜	中町	5	11	78	33	福井県立敦賀工業高校	山泉 1 3 - 1
	高浜	今在家	5	11	102	40	福井県立敦賀工業高校	山泉 1 3 - 1
	和田	和田 1 区～6 区	7	8	1,631	659	福井県立敦賀高等学校 敦賀市立杳見小学校	松葉町 2 - 1 杳見 6 6 - 2 - 1 0
	和田	安土	8	8	292	183	敦賀市栗野スポーツセンター	長谷 4 7 - 5 4
	和田	水明	9	7	44	26	敦賀市栗野スポーツセンター	長谷 4 7 - 5 4
	和田	青戸	8	8	422	149	敦賀市栗野スポーツセンター	長谷 4 7 - 5 4
	和田	馬居寺	9	9	28	11	敦賀市栗野スポーツセンター	長谷 4 7 - 5 4
	和田	車持	9	9	130	49	敦賀市栗野スポーツセンター	長谷 4 7 - 5 4
	和田	けいあいの里	9	9	4	4	敦賀市栗野スポーツセンター	長谷 4 7 - 5 4
合 計					10,223	4,338		

資料2 県外避難先位置図



資料3 緊急事態区分を判断するEALの枠組み

1. 加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「炉規法」という。）第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合または原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

【関西電力(株)大飯発電所3，4号機、関西電力(株)高浜発電所3，4号機】

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
警戒事態 (第1段階)	① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 ④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑦ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑩ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑪ 当該原子力発電所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生した場合 ⑫ 福井県（当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区）において、大津波警報が発表された場合 ⑬ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合 ⑭ 当該原子炉施設において新規基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等） ⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合
施設敷地 緊急事態 (第2段階)	① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧または低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 ② 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。 ③ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。 ④ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑦ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉もしくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。

緊急事態区分	緊急事態を判断するEAL
	⑨ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑩ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑪ 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 ⑫ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁もしくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。
全面緊急事態 (第3段階)	① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ⑤ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 ⑥ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。 ⑦ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。 ⑧ 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。 ⑨ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑩ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑪ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑫ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。） ⑬ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

2. 実用発電用原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しない場合に限り、使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

【関西電力(株)大飯発電所1, 2号機、関西電力(株)高浜発電所1, 2号機】

緊急 事態 区分	緊急事態を判断するEAL
警戒 事態 (第1段階)	① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、または当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ③ 福井県（当該原子力事業所所在市町沿岸を含む津波予報区）において、大津波警報が発表された場合。 ④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、原子力規制委員会委員長または委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。
施設敷地 緊急事態 (第2段階)	① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量または放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。
全面 緊急事態 (第3段階)	① 用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質または放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、または放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

資料4 OILと防護措置

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β線：40,000 cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β線：13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難した避難者等に避難退城時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
	OIL2 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20μSv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
早期防護措置	飲食物に係るスクリーニング基準	0.5μSv/h ^{※6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	OIL6 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※7} 飲料水 牛乳・乳製品 300Bq/kg 放射性ヨウ素 200Bq/kg 放射性セシウム 1Bq/kg フルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 ウラン 20Bq/kg 100Bq/kg	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、又、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

資料5 緊急時の避難者情報

(令和3年1月1日現在)

小学校区	住民			学校(保育園、幼稚園、小中学校、高等学校、大学、専修学校)				福祉施設				医療機関			
	世帯数 (世帯)	人口 (人)	内在宅 の要配 慮者 (人)	学校名	児童 生徒数 (人)	教職員 数 (人)	合計 (人)	施設名	入所者 数 (人)	職員 数 (人)	合計 (人)	施設名	入院 患者数 (世帯)	職員 数 (人)	合計 (人)
内浦 小中学校 区	174	428	90	内浦保育所	8	4	12					内浦診療所	0	0	0
				内浦小学校	24	9	33								
				内浦中学校	12	8	20								
青郷 小学校区	1,111	2,648	431	青郷保育所	61	13	74	高齢者生活福祉センター青葉苑	9	3	12				
				青郷小学校	117	20	137	であいの郷	18	16	34				
高浜 小学校区	1,972	4,596	764	高浜保育所	157	33	190	(独)若狭高浜病院付属介護老人保健施設	70	68	138	若狭高浜病院	115	50	165
				高浜キッズ子ども園	29	31	60	グッとライフ	27	12	39				
				高浜小学校	210	17	227								
				高浜中学校	257	27	284								
和田 小学校区	1,081	2,551	265	和田保育所	97	24	121	高浜けいあいの里	80	78	158	和田診療所	0	10	10
				和田小学校	147	19	166								
合計	4,338	10,223	1,550		1,119	205	1,324		204	177	381		115	60	175

資料6 災害対応拠点の放射線防護施設

高浜町役場庁舎 (高浜町宮崎 86-23-2)

若狭消防署高浜分署 (高浜町宮崎 65-7-1)

